

第六十一回 参議院社会労働委員会 會議録第二十七号

昭和四十四年六月二十六日(木曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

六月二十五日

補欠選任

藤原 道子君

成瀬 幡治君

上田 哲君

阿具根 登君

中村 英男君

田中 一君

辞任

補欠選任

田中 一君

中村 英男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉田忠三郎君

上原 正吉君

大橋 和孝君

上林繁次郎君

委員

黒木 利克君

塩見 俊二君

高田 浩運君

玉置 和郎君

徳永 正利君

山崎 五郎君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

阿具根 登君

小野 明君

田中 一君

成瀬 幡治君

瓜生 清君

国務大臣

労働大臣

原 健三郎君

政府委員

労働省職業安定局長

住 榮作君

労働省職業訓練局長

石黒 拓爾君

建設省計画局長

川島 博君

事務局側

常任委員会専門員

中原 武夫君

大蔵省主計局主計官

辻 敬一君

労働省労働局長

大塚 達一君

労働省労働基準局長

桑原 敬一君

労働省労働基準局長

伊集院兼和君

労働省労働衛生課長

伊集院兼和君

説明員

大蔵省主計局主計官

労働省労働局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

労働省労働衛生課長

係が入る比率がややこれより低いものと推定いたしてあります。

○田中一君 労働省は、昨年の十一月でしたか十月でしたか、これらの少年たち——訓練を受けた後に社会人として巣立った少年たちの追跡調査をしたはずですね。これはどういう職種をやったか。それからその結果をひとつ知らしていただきたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 公共職業訓練修了者の就業実態調査を昨年十一月、御指摘のごとく、いたしてあります。この最終集計はまだできておりませんので、中間集計でございまして、アンケート調査で、回収率は約半分ぐらいの回収でございまして、調査結果はどうなったかというお尋ねでございますが、中間集計ではございまして、これ全部申し上げると、たいへん長くなるわけでござい

ますが、かいつまんで申し上げますと、ほとんどの者は就業しており、かつ九割前後の者が雇用労働者として就業しております。ただし、転職訓練の場合は、自営業になつてゐる者も一割弱ぐらいはおります。その過半数の者は、訓練所で受けた訓練は役に立っていることを申し出ております

すし、また、転職率あるいは定着率を比べますと、訓練を受けていない一般労働者についての転職率は、一般の場合よりもかなり低いということが出ております。それから訓練の期間につきましても、いまの期間でいいという者と、もっと長いほうがいいという者もございまして、もっと短くしたほうがいいという者はほとんどおられないような状態でございます。それから就職先は中小企業が圧倒的に多いというふうなことが出ております。さらに具体的なことは、御質問によってお答えいたします。

○田中一君 これは、あなたが五〇〇程度の回収率だと言っているけれども、あの残っている五〇〇は、おそらく離職をしあるいは転職をしておるといふことだと思ふのです。したがって、これはあと何年たつて、何カ月たつて全部を回収しようといつても回収されないものなのです。だから、い

まのような報告が労働省から発表されることは非常に危険なわけですね。おそろく五〇〇以上の離職者、転職者があるというふうな見方を持つのが正しいのじゃないかと思ふのです。むしろ労働省のほうでは、回収したところのものによつて資料をつくらなければならぬけれども、この点は得てしおのれの管掌しているものを誇大に吹聴するきらいが多々あります。したがって、この点は、残りの未回収の五〇〇に対して、もう一歩進んだ調査を行なうべきだと思ふのです。そして、この実態というものを完全に把握しないと、たいへんな間違いを国民に与えるわけですね。その点は、十分今後ともこの追跡調査を行なうかどうかの問題について、ひとつ決意を述べていただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、これはアンケート調査でございまして、回収率が差成訓練の場合でも五四〇でございまして、回収率良好とは申せないわけでございますが、おそろく回収できないもののほうに転職した者等が多いだろうと思ひます。したがって、このアンケート調査の回収したものについての集計というものは、比較的よいほうの層の答えである、悪いほうの層は答えが出てきてないというおそれが十分あると存じます。今回はアンケートでございまして、どうしてもそういう結果になりがちでございます。個人個人の追跡調査までいたしますと、非常に手数もかかりますし、困難な事情でござい

ますが、今後はさらに正確なる調査結果を得るよういろいろな努力をしたいと思ひます。

○田中一君 実は、これはあなたも御承知のように、私も昨年からこの問題と取組みまして、建設労働者の不足という問題が叫ばれておりますし、まあ一応地域を分けて三職種ぐらいのものの実態を追跡調査してみたいわけなんですけれども、どうも建設労働者がいま定着しているといふことは、まだ暗中模索時代で、一応各労働組合等が中心になつて、当面三千五百円なり、三千七百円という協定賃金を持っているために、実態を知らずし

て幻惑されているという形が多い。これが二十五、六になると、一応自分で全体のとめができて、疑問を持つというふうなことになるかと、そこで初めてこの職業でいくかいかないかといふ問題を考える段階がくる。おおむね、いまの少年たちは非常にドライです。非常にはつきりものを割り切ります。自分の当面の賃金よりも、自分の将来というものをすぐに考えて、そろばんを置いて、そして非常に早く行動するのが私どもの知っている少年たちであります。したがって、今回のこうした抜本的改正といわれているこの法律の改正を行なつて、どういう将来への展望といふか、技能を修得しようという少年たち、青年たちがほんとうにこの職業訓練法によつてそれぞれ社会人として生活し得る条件といふものが備わりつつあるのかどうか。そうしてまた、今回の法律の改正だけで、これでそれが完成されると思つてゐるのか、その点をひとつ原労働大臣から真剣にこれに対する考え方を説明していただきたいと思ふのです。これは私も考えておりますように、実際に今日の日本の経済の成長という面と、それから工業水準が伸びているというところ、そういった中で、非常に大きく中間的なレジャーと申しますか、非常に浮動したところの少年群が都会に集中してきているという実情も、これは見のがせない事実なんです。したがって、こうした形の、抜本的な改正といわれているところのこの法案が、はたしてこれができた場合にその目的が達せられるかどうかという点について、ひとつビジョンをお示し願ひたいと思ひます。いかげんなことじゃ困るんです。いままで十一年の経験があるのです。その中からもう少し好ましい将来の展望といふものをお示し願ひたいと思ひますが、これは大臣からひとつ願ひたいと思ひます。

○田中一君 これは、あなたが五〇〇程度の回収率だと言っているけれども、あの残っている五〇〇は、おそらく離職をしあるいは転職をしておるといふことだと思ふのです。したがって、これはあと何年たつて、何カ月たつて全部を回収しようといつても回収されないものなのです。だから、い

まのような報告が労働省から発表されることは非常に危険なわけですね。おそろく五〇〇以上の離職者、転職者があるというふうな見方を持つのが正しいのじゃないかと思ふのです。むしろ労働省のほうでは、回収したところのものによつて資料をつくらなければならぬけれども、この点は得てしおのれの管掌しているものを誇大に吹聴するきらいが多々あります。したがって、この点は、残りの未回収の五〇〇に対して、もう一歩進んだ調査を行なうべきだと思ふのです。そして、この実態というものを完全に把握しないと、たいへんな間違いを国民に与えるわけですね。その点は、十分今後ともこの追跡調査を行なうかどうかの問題について、ひとつ決意を述べていただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、これはアンケート調査でございまして、回収率が差成訓練の場合でも五四〇でございまして、回収率良好とは申せないわけでございますが、おそろく回収できないもののほうに転職した者等が多いだろうと思ひます。したがって、このアンケート調査の回収したものについての集計というものは、比較的よいほうの層の答えである、悪いほうの層は答えが出てきてないというおそれが十分あると存じます。今回はアンケートでございまして、どうしてもそういう結果になりがちでございます。個人個人の追跡調査までいたしますと、非常に手数もかかりますし、困難な事情でござい

ますが、今後はさらに正確なる調査結果を得るよういろいろな努力をしたいと思ひます。

○田中一君 実は、これはあなたも御承知のように、私も昨年からこの問題と取組みまして、建設労働者の不足という問題が叫ばれておりますし、まあ一応地域を分けて三職種ぐらいのものの実態を追跡調査してみたいわけなんですけれども、どうも建設労働者がいま定着しているといふことは、まだ暗中模索時代で、一応各労働組合等が中心になつて、当面三千五百円なり、三千七百円という協定賃金を持っているために、実態を知らずし

て幻惑されているという形が多い。これが二十五、六になると、一応自分で全体のとめができて、疑問を持つというふうなことになるかと、そこで初めてこの職業でいくかいかないかといふ問題を考える段階がくる。おおむね、いまの少年たちは非常にドライです。非常にはつきりものを割り切ります。自分の当面の賃金よりも、自分の将来というものをすぐに考えて、そろばんを置いて、そして非常に早く行動するのが私どもの知っている少年たちであります。したがって、今回のこうした抜本的改正といわれているこの法律の改正を行なつて、どういう将来への展望といふか、技能を修得しようという少年たち、青年たちがほんとうにこの職業訓練法によつてそれぞれ社会人として生活し得る条件といふものが備わりつつあるのかどうか。そうしてまた、今回の法律の改正だけで、これでそれが完成されると思つてゐるのか、その点をひとつ原労働大臣から真剣にこれに対する考え方を説明していただきたいと思ふのです。これは私も考えておりますように、実際に今日の日本の経済の成長という面と、それから工業水準が伸びているというところ、そういった中で、非常に大きく中間的なレジャーと申しますか、非常に浮動したところの少年群が都会に集中してきているという実情も、これは見のがせない事実なんです。したがって、こうした形の、抜本的な改正といわれているところのこの法案が、はたしてこれができた場合にその目的が達せられるかどうかという点について、ひとつビジョンをお示し願ひたいと思ひます。いかげんなことじゃ困るんです。いままで十一年の経験があるのです。その中からもう少し好ましい将来の展望といふものをお示し願ひたいと思ひますが、これは大臣からひとつ願ひたいと思ひます。

○田中一君 これは、あなたが五〇〇程度の回収率だと言っているけれども、あの残っている五〇〇は、おそらく離職をしあるいは転職をしておるといふことだと思ふのです。したがって、これはあと何年たつて、何カ月たつて全部を回収しようといつても回収されないものなのです。だから、い

まのような報告が労働省から発表されることは非常に危険なわけですね。おそろく五〇〇以上の離職者、転職者があるというふうな見方を持つのが正しいのじゃないかと思ふのです。むしろ労働省のほうでは、回収したところのものによつて資料をつくらなければならぬけれども、この点は得てしおのれの管掌しているものを誇大に吹聴するきらいが多々あります。したがって、この点は、残りの未回収の五〇〇に対して、もう一歩進んだ調査を行なうべきだと思ふのです。そして、この実態というものを完全に把握しないと、たいへんな間違いを国民に与えるわけですね。その点は、十分今後ともこの追跡調査を行なうかどうかの問題について、ひとつ決意を述べていただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、これはアンケート調査でございまして、回収率が差成訓練の場合でも五四〇でございまして、回収率良好とは申せないわけでございますが、おそろく回収できないもののほうに転職した者等が多いだろうと思ひます。したがって、このアンケート調査の回収したものについての集計というものは、比較的よいほうの層の答えである、悪いほうの層は答えが出てきてないというおそれが十分あると存じます。今回はアンケートでございまして、どうしてもそういう結果になりがちでございます。個人個人の追跡調査までいたしますと、非常に手数もかかりますし、困難な事情でござい

ますが、今後はさらに正確なる調査結果を得るよういろいろな努力をしたいと思ひます。

○田中一君 実は、これはあなたも御承知のように、私も昨年からこの問題と取組みまして、建設労働者の不足という問題が叫ばれておりますし、まあ一応地域を分けて三職種ぐらいのものの実態を追跡調査してみたいわけなんですけれども、どうも建設労働者がいま定着しているといふことは、まだ暗中模索時代で、一応各労働組合等が中心になつて、当面三千五百円なり、三千七百円という協定賃金を持っているために、実態を知らずし

て幻惑されているという形が多い。これが二十五、六になると、一応自分で全体のとめができて、疑問を持つというふうなことになるかと、そこで初めてこの職業でいくかいかないかといふ問題を考える段階がくる。おおむね、いまの少年たちは非常にドライです。非常にはつきりものを割り切ります。自分の当面の賃金よりも、自分の将来というものをすぐに考えて、そろばんを置いて、そして非常に早く行動するのが私どもの知っている少年たちであります。したがって、今回のこうした抜本的改正といわれているこの法律の改正を行なつて、どういう将来への展望といふか、技能を修得しようという少年たち、青年たちがほんとうにこの職業訓練法によつてそれぞれ社会人として生活し得る条件といふものが備わりつつあるのかどうか。そうしてまた、今回の法律の改正だけで、これでそれが完成されると思つてゐるのか、その点をひとつ原労働大臣から真剣にこれに対する考え方を説明していただきたいと思ふのです。これは私も考えておりますように、実際に今日の日本の経済の成長という面と、それから工業水準が伸びているというところ、そういった中で、非常に大きく中間的なレジャーと申しますか、非常に浮動したところの少年群が都会に集中してきているという実情も、これは見のがせない事実なんです。したがって、こうした形の、抜本的な改正といわれているところのこの法案が、はたしてこれができた場合にその目的が達せられるかどうかという点について、ひとつビジョンをお示し願ひたいと思ひます。いかげんなことじゃ困るんです。いままで十一年の経験があるのです。その中からもう少し好ましい将来の展望といふものをお示し願ひたいと思ひますが、これは大臣からひとつ願ひたいと思ひます。

○田中一君 これは、あなたが五〇〇程度の回収率だと言っているけれども、あの残っている五〇〇は、おそらく離職をしあるいは転職をしておるといふことだと思ふのです。したがって、これはあと何年たつて、何カ月たつて全部を回収しようといつても回収されないものなのです。だから、い

まのような報告が労働省から発表されることは非常に危険なわけですね。おそろく五〇〇以上の離職者、転職者があるというふうな見方を持つのが正しいのじゃないかと思ふのです。むしろ労働省のほうでは、回収したところのものによつて資料をつくらなければならぬけれども、この点は得てしおのれの管掌しているものを誇大に吹聴するきらいが多々あります。したがって、この点は、残りの未回収の五〇〇に対して、もう一歩進んだ調査を行なうべきだと思ふのです。そして、この実態というものを完全に把握しないと、たいへんな間違いを国民に与えるわけですね。その点は、十分今後ともこの追跡調査を行なうかどうかの問題について、ひとつ決意を述べていただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、これはアンケート調査でございまして、回収率が差成訓練の場合でも五四〇でございまして、回収率良好とは申せないわけでございますが、おそろく回収できないもののほうに転職した者等が多いだろうと思ひます。したがって、このアンケート調査の回収したものについての集計というものは、比較的よいほうの層の答えである、悪いほうの層は答えが出てきてないというおそれが十分あると存じます。今回はアンケートでございまして、どうしてもそういう結果になりがちでございます。個人個人の追跡調査までいたしますと、非常に手数もかかりますし、困難な事情でござい

まのような報告が労働省から発表されることは非常に危険なわけですね。おそろく五〇〇以上の離職者、転職者があるというふうな見方を持つのが正しいのじゃないかと思ふのです。むしろ労働省のほうでは、回収したところのものによつて資料をつくらなければならぬけれども、この点は得てしおのれの管掌しているものを誇大に吹聴するきらいが多々あります。したがって、この点は、残りの未回収の五〇〇に対して、もう一歩進んだ調査を行なうべきだと思ふのです。そして、この実態というものを完全に把握しないと、たいへんな間違いを国民に与えるわけですね。その点は、十分今後ともこの追跡調査を行なうかどうかの問題について、ひとつ決意を述べていただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、これはアンケート調査でございまして、回収率が差成訓練の場合でも五四〇でございまして、回収率良好とは申せないわけでございますが、おそろく回収できないもののほうに転職した者等が多いだろうと思ひます。したがって、このアンケート調査の回収したものについての集計というものは、比較的よいほうの層の答えである、悪いほうの層は答えが出てきてないというおそれが十分あると存じます。今回はアンケートでございまして、どうしてもそういう結果になりがちでございます。個人個人の追跡調査までいたしますと、非常に手数もかかりますし、困難な事情でござい

ますが、今後はさらに正確なる調査結果を得るよういろいろな努力をしたいと思ひます。

○田中一君 実は、これはあなたも御承知のように、私も昨年からこの問題と取組みまして、建設労働者の不足という問題が叫ばれておりますし、まあ一応地域を分けて三職種ぐらいのものの実態を追跡調査してみたいわけなんですけれども、どうも建設労働者がいま定着しているといふことは、まだ暗中模索時代で、一応各労働組合等が中心になつて、当面三千五百円なり、三千七百円という協定賃金を持っているために、実態を知らずし

て幻惑されているという形が多い。これが二十五、六になると、一応自分で全体のとめができて、疑問を持つというふうなことになるかと、そこで初めてこの職業でいくかいかないかといふ問題を考える段階がくる。おおむね、いまの少年たちは非常にドライです。非常にはつきりものを割り切ります。自分の当面の賃金よりも、自分の将来というものをすぐに考えて、そろばんを置いて、そして非常に早く行動するのが私どもの知っている少年たちであります。したがって、今回のこうした抜本的改正といわれているこの法律の改正を行なつて、どういう将来への展望といふか、技能を修得しようという少年たち、青年たちがほんとうにこの職業訓練法によつてそれぞれ社会人として生活し得る条件といふものが備わりつつあるのかどうか。そうしてまた、今回の法律の改正だけで、これでそれが完成されると思つてゐるのか、その点をひとつ原労働大臣から真剣にこれに対する考え方を説明していただきたいと思ふのです。これは私も考えておりますように、実際に今日の日本の経済の成長という面と、それから工業水準が伸びているというところ、そういった中で、非常に大きく中間的なレジャーと申しますか、非常に浮動したところの少年群が都会に集中してきているという実情も、これは見のがせない事実なんです。したがって、こうした形の、抜本的な改正といわれているところのこの法案が、はたしてこれができた場合にその目的が達せられるかどうかという点について、ひとつビジョンをお示し願ひたいと思ひます。いかげんなことじゃ困るんです。いままで十一年の経験があるのです。その中からもう少し好ましい将来の展望といふものをお示し願ひたいと思ひますが、これは大臣からひとつ願ひたいと思ひます。

○田中一君 これは、あなたが五〇〇程度の回収率だと言っているけれども、あの残っている五〇〇は、おそらく離職をしあるいは転職をしておるといふことだと思ふのです。したがって、これはあと何年たつて、何カ月たつて全部を回収しようといつても回収されないものなのです。だから、い

まのような報告が労働省から発表されることは非常に危険なわけですね。おそろく五〇〇以上の離職者、転職者があるというふうな見方を持つのが正しいのじゃないかと思ふのです。むしろ労働省のほうでは、回収したところのものによつて資料をつくらなければならぬけれども、この点は得てしおのれの管掌しているものを誇大に吹聴するきらいが多々あります。したがって、この点は、残りの未回収の五〇〇に対して、もう一歩進んだ調査を行なうべきだと思ふのです。そして、この実態というものを完全に把握しないと、たいへんな間違いを国民に与えるわけですね。その点は、十分今後ともこの追跡調査を行なうかどうかの問題について、ひとつ決意を述べていただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、これはアンケート調査でございまして、回収率が差成訓練の場合でも五四〇でございまして、回収率良好とは申せないわけでございますが、おそろく回収できないもののほうに転職した者等が多いだろうと思ひます。したがって、このアンケート調査の回収したものについての集計というものは、比較的よいほうの層の答えである、悪いほうの層は答えが出てきてないというおそれが十分あると存じます。今回はアンケートでございまして、どうしてもそういう結果になりがちでございます。個人個人の追跡調査までいたしますと、非常に手数もかかりますし、困難な事情でござい

開きたい。こういうことで、中野に勤労青少年センターをつくって、いまやっております。

それからもう一つ、私は、就任以来、どうも勤労青少年の人事管理がうまくいっていない。それでは、いままでのような学歴偏重、ホワイトカラー偏重を打破して、そしてもう少しブルーカラーを尊重すべし。そして能力に応じて、その実力に応じて、これを課長、部長、工場長、重役にもせよといふことを叫んでまいりました。中央雇用対策協議会、これは企業家の会合でございますが、そこにおいてもこれを力説いたしました。賛成である。現に若干の会社でも工場でもやっておりますが、これを全面的にいくように推進しようという意思を表しておりました。こういう風潮を私も根強く、一回だけじゃだめですから、毎年毎年やって、勤労青少年のいわゆる低い天井をはずして、青天井人事管理方式をやっているじゃないかといふことを毎年毎年繰り返してやっています。いま調べてみますと、婦人少年局というものがございまして、予算も少ないし、思うように活動ができませんので、できれば勤労青少年の基本法というよりなものをつくってはどうか、あるいは勤労婦人基本法、こういうことを一ぺん研究してみよう、私のほうから省内に指示をいたしております。できましたら勤労青少年の日、これを制定したいと思っておりますが、いま直ちに法律制定はむずかしいので、いま勤労感謝の日はございまして、勤労青少年のそういう日を制定して、みずからは勤労意欲を燃やし、勤労の意義も知るし、世間一般の人々もそういう勤労青少年に深く感謝する、そういう行事を全国的に一日休んでやるようにしたい、こう思っています。これもいま労働省内に研究の指示を与えております。もし、法律にしていちよつとむずかしくなります場合には、労働省内で指定して、さしあたり、それまでそういう勤労青少年の日を休むように指示をいたしてその行事をとり行ないたい等々、あの手この手いろいろ大いにやろうと思っておりますが、この方面のエキスパートである田中先生にも何かと

御声援、御鞭撻をいただきたいと思ひます。

○田中一君 原さん、あまり冗談を言わないでください。

そこで、なるほどこの中のある一つのすき間をそのした施設で埋めようという考えであらうけれども、たとえば電気とか、鉄鋼とかその他の大産業とか、大きな企業は別です。ただ、建設労働者といふ者が今日置かれておる地位といふものは日雇いの立場に置かれておる。したがって、この少年たちにとっては、将来この職業で自分が一生安定した生活ができるか、結婚ができるかといふようなことが眼目なんです。この法律ができるも結局つくりっぱなしです。この少年たちの追跡調査をやっているといふことを私は参議院選挙が済んだ後に手がけた。そうすると、労働省は、若千公共職業訓練所の卒業生に対する調査をしているといふことで、熱意がないのです。生み出す放しなんです。ホトトギスです。これはいま大臣が言われているようなことだけでは解決できない。わが国の労働行政が各職種に対して事なかれ、たとえば大工といふ職種は大工として、木を扱う木工大工として、建築大工として少年たちが置かれておる現在の位置といふものはどうであるか。五年後にはどうなるか十年後にはどうなるか。そして三十年、三十五年たつていかわゆる労働を休止するといふときに、その人たちはわれわれのこの地域社会において何の役目を果たし、何の報いが得られるかといふ点をこまかく行政府の中で分析をし、そして賃金の問題なり、労働条件なり、あらゆる点を實際にわれわれ社会にそれを具現するだけの努力がなければだめなんです。十年たつて何も前進してない。ただ、抽象的な足どめをさせようと思ふような施設だけでほんとうにこの少年たちが職業訓練で身につけた一つの技能といふものをこれを生かし切つて、社会人として、民族への奉仕者として育てあげることができるといふと、できないです。これでは、いま原さんの言っているようなことだつて、そんなこと

はもうおかしいくらいです。きょう大臣は江東のあしたの家内労働者のところを回つて、テレビに写つていたらいいけれども、実際に都会のちまたにうごめいている少年たちといふものは何を考えているのかといふことまで分析し、将来を考へるのが労働省の役目だと思ふのです。この日本の生産といふものは、労働省の考え方、労働省の施策、労働省の分析、これによって上がるか下がるかの問題が解決されるのです。そういう意味から見て、この法律があまりにも形を整えて、そうして他に依存をするといふ考え方に終始しておつて、ほんとうに労働行政とか、あるいは労働者の味方になつて働く者のしあわせなり、それからくるところの生産、それがまた社会への還元といふもの、これらが考慮されておらないといふところに形式的なものが残つておると思ふのです。今日の全国の中学卒業生のうち、四十三年度でいへば、四十三年度で公共職業訓練所に入所した少年が何%になるか、むろんそれ以外には上級の学校に行く者もおるでしょうが、どのくらいになつておりますか。それをひとつ先に説明してください。

○政府委員(石黒拓爾君) 全国の中学卒業生のうち、職業訓練を受ける者の比率は、先ほど申し上げましたように、一二%でございます。そのうち、公共に何人、事業内に何人あるかといふことは、ちよつと計算しておりませんので、後ほど必要でございますれば、計算して申し上げます。

○田中一君 この一二%というのは、どういふところから推定されたものでか、實際に。

○政府委員(石黒拓爾君) 中学出の職業訓練生の計画及び実績を毎年出しておるわけでございまして、その養成訓練を受ける中卒者の実績に、文部省調査によりまして中学卒業の就職者を分母として割つたものでございます。

○田中一君 一二%という職業訓練所を志望する少年がいておると、これは四十三年度じゃまだわからぬかもしれぬけれども、三年くらい前の卒業生といふものを考へてみた場合に、一番近いところの卒業生ですね。先ほど五〇%程度のところ

でもって比較的定着度が高いのだというお話がありましたけれども、これらの実態といふものは、職種はどんなものが一番多いのですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 中卒の職種といふのは、すなわち訓練生の職種とほとんど一致するわけでございまして。訓練生の職種は、約四五%くらいが建設関係で、残りが製造業並びにその他の産業、その他の産業――三次産業関係はごくわずかでございます。製造業の中では機械工、仕上げ工といふような職種が圧倒的な大きい比率を持つております。さらに詳細なことは、必要があれば、職種別に申し上げます。

○田中一君 そこで、いま、公共職業訓練所の大体はそこを中心に訓練状態といふものはわかつておりました。が、事業内訓練ですね、事業内訓練はどのくらいの率になつておりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 事業内訓練の実施状況は、単独訓練、これは比較的規模の大きいところでやっております。単独訓練を行なつております事業所の数は、昭和四十三年で四百六十四カ所、訓練生総数は二万四千人でございまして、それに對しまして共同訓練、これは中小企業でございまして、共同訓練をやっております団体の数は七百二団体、この共同訓練に参加しております事業所の数は、非常に多うございまして、五万三千三百二十二事業所でございます。訓練生総数は六万人でございます。したがって、合せて八万四千人が昭和四十三年度におきまして事業内訓練の対象となつております。

○田中一君 建設労働者の実態といふものは、これはあなたも御存じのとおり、日雇いなんです。すべてが。そして、今日ブームと言われている建設産業の中においても、大企業に直結されるわけでもなければ、また下請に直結されるわけでもない。全くの一日一日を、雨天には仕事ができない場所が多いのですから、晴天の日を選んで仕事に行つておるのが事実なんです。十年たつて、それらの建設労働者の実態といふものがちよつとでも上昇しておるかといふと、上昇しておらない

のです。同じような状態で日雇いの環境に置かれております。一番の問題は、職業訓練所を出る、出たら、職業あつせんをする機関があるからそこでやればいいのかというのじゃなくして、必ず実際にそこに雇用関係というものが新しく生まれなければならぬと思うのです。技術を習得した者が就職する場合には、日雇いの環境ではなくて、雇用関係が明らかに結ばれるということ、いままでの経験で、そのほかにいかなければならぬと思うのです。ましてや、賃金の問題にしても野放しです。そういうところに、私の調べた範囲では非常に離職の人たちが多いということです。十年たつてようやく追跡調査をするんじゃないのです。これは実態をつかめるものではないのです。こういう法律が出る前に、少なくとも今日まで三十万なり五十万なりの卒業生に対してやらなければ、これは民間や、われわれの手ではとてもできるものではないですね。国が、十年という経験を生かすためにも、そこまでの追跡調査をすべきだと思ふのです。したがって、この点については、この法律が通るのか通らないのかわかりませんけれども、通った場合にはそれらの調査を完全に行なうかどうか、会社に対して、これはむしろ公共のみならず、企業内も、それから共同も含めて、ことに法十二条の労働組合等が行なうものも含めて、それらの調査をするかしないか。しなければ魅力を感じないわけですよ。また、法律の改正とか新しい施策が生まれてこないのです。それは金が一千万かかるか千五百万かかるか、これは微々たるものです。その実態というものを調査をしないで、作文でどう制度を変えようとも、これは決して職業訓練というこの機関が国民の中に溶け込んでおらないということになる。四十五年度の予算に相当数の金を計上してこの調査をするかしないか、ひとつ原労働大臣の決意をお示しください。

○政府委員(石黒拓爾) 四十五年度の予算の要求の原案は目下事務局において調整中でございまして、私どももいたしましては、従来、検定合格者の調査というのはいりかたやりやすいわけござい

ざいます。職業訓練修了者の調査というのは非常に技術的にやりにくい点が多々ございますので、御指摘のとおり、従来、十分な調査ができておらない。これは職業訓練行政の一つの欠陥であると考えております。四十五年度予算におきましては、職業訓練修了者に関するものと進んだ調査ができましたような調査予算を要求するつもりでございます。これが省議会で通りますかどうかですが、今後の問題でありますけれども、私どもとしてはぜひやりたいと思っております。

○国務大臣(原健三郎) こういう職業訓練を受けた方の追跡調査の御意見でございます。まことに同感でございます。やはりそれがいいから新しい方針も立たぬし、新施策もやりにくいと思ひますので、これはひとつ追跡調査の案を労働省できめまして、大蔵省へ私自身も折衝をいたします。

○田中一君 時間がたいぶ制限されることになっておるから、これをひとつ伺っておきたいのですかね。

この法律は、御承知のように、われわれが中心となつて政府原案を修正いたしました。それが例の十二条の問題です。これはまあ労働省にすれば、まるで力づくでこれを修正したのだと言われるかもしれないけれども、とにかくこれは生きてゐるのです。ところが一ぺんもこれを、今日十年たつても一度もこれに対するところの政策を行なつておらぬということ。これは原労働大臣にいまこれを追及してもしょうがないが歴代の大臣がそれをを行なわぬ。同時に歴代の職業訓練局長がそばを向いておる。これは重大な問題です。現在事業内訓練として行なつておるところは相当ございまして。それも建設労働者を育てるための訓練を行なつておるところが多々ございまして。これは大体労働組合が中心にやっておりますけれども、労働組合の訓練所だとか何ら国からの援助をしてくれない。事業内訓練ならば、地方によつては、都道府県なり市町村でもって援助をしてくれているものもあります。これは一体どういうことなんでしょうか。これは局長に追及しても、私

は過去は知りませんと逃げるかもしれないけれども、法律に明文化している問題を取り上げないということはありようは少ないのです。ことしで、予算の使い残しがあるはずですよ。したがって、これらの訓練所に対して、公共に準ずるものとして、公共とちつとも愛わらないのです。準ずるものとして、大幅な援助をするつもりでおるかどうか、この問題をひとつ出しておきます。

○政府委員(石黒拓爾) 従来、職業訓練に関する国の援助といたしましては、公共職業訓練、これは都道府県が行なう職業訓練に対する援助が一つであります。もう一つは、事業内の職業訓練に對する援助でございます。事業内の職業訓練につきましては、中小企業の、しかも共同して行なう職業訓練に限るというふうに、非常に狭くしほつてまいつたわけでありまして、したがって、事業内の共同職業訓練以外のものにつきましては、たとへば市町村——市立あるいは町立の訓練所もわずかでございまして、ございまして。労働組合が行なうものもございまして、これは中小企業用の共同訓練ではないという理由で、補助金がいっておらなかつたわけでありまして。しかしながら、こういうところの実態は、数は少のうございまして、実態を見ますと、現実には中小企業の労働者をここの訓練しておるわけでございます。したがって、これを形だけで割り切つてきたという従来の態度は、必ずしも正しくないのじゃないか。今回職業訓練法人という制度を新たに設けた趣旨もそこにあるわけでございます。今後は実態に着目いたしまして、大企業の実業内訓練には今後ともその金をやることはないと思ひますけれども、現実には中小企業の労働者のためにやる訓練でないものにつぎまして、同等の助成措置を講ずるよう努力いたすつもりでございます。

○田中一君 これは四十四年度から実施ができましたか、本年度から。

○政府委員(石黒拓爾) 四十四年度におきましては、予算の立て方が先ほど申し上げましたよう

な立て方になっておりますので、四十四年度からすでに実施いたしますことはなほは困難でございます。四十五年度から予算の立て方自体を変えてまいりたいと思ひます。

○田中一君 労働大臣、いいことはやればよいのです。何も予算の立て方といったところが、見方なんです。これはどこがチェックするか、大蔵省がチェックするでしょうけれども、見方の問題です、認識の問題なんです。認識というよりも、立て方の問題です。ことしは、完全に労働組合が持っている職業訓練所というのは岡山県だけで、ほかはみなやむを得ず労働官僚の圧力によつて、自分たちが一切を負担して、そうして事業内訓練という形でもって建設労働者を教育をしてゐるのです。これはむしろ中小企業には違ひないのです。零細なものです。ことしはできるはずでしょう、できないことはないと思ひます。したがって、四十四年度から実行してください。労働大臣ひとつ、あなたはつきりそのことを言っていたきたい。実行することができないことはない、でございます。

○政府委員(石黒拓爾) たいへん事務的なことを申し上げなければならぬので、恐縮でございますが私が私から申し上げます。

現在の予算の科目の立て方は、事業内職業訓練費補助金として、そして認定職業訓練を実施する共同職業訓練に対し事業内訓練の一部を補助するというところに予算上きまつておりました。事業内の共同というワケがはまつた予算に相なつておるわけでございます。したがって、形式上労働組合というものは、事業内とか、共同とかいうのからはずれておるわけでございますので、したがって、御趣旨は私まことにございまして、従来、この科目の立て方そのものを来年は職業訓練法人とか、それから中小企業のための養成訓練とかいう一般的な書き方に改めた上で、御指摘のようになつても認定するように検討したいと考えているわけでございます。

事務的にはそういうことでございます。

○田中一君 これは局長、できないことはないの
です。実際労働省がいままで自分のたちの認識の
誤りを反省して、ことしからやろうという気持ち
になれば、これはもう新しく道路をつくるのだけ
れども、これは予算がないからつけないとい
うことは、これはあり得るかもしれないが、現に
実際に長い間十年間も運営をしている。対象があ
るにもかかわらず、それはできないということ
はないです。それは労働大臣が、よしやろうと言
え、できるのです。政治は活字や、数字で動くの
じゃないのです。実際にどうするかという問題な
んです。予備費もございいます。やろうと思えば
できるのです。労働大臣答弁してください。

○国務大臣(原健三郎君) 御趣旨の点はよくわか
りました。でございますから、四十五年度、来年度
からは、この職業訓練法の全面改正を国会で通過
させて成立させていたいただきましたならば、いま局
長が答弁いたしましたような線に沿って、実態に
着目して、国のほうで援助ができるようにいたし
たいという方針でございます。

それで、あなたはことしからやりたいというの
ですが、いまも申したように、もう予算は通って
しまつて、この予算の構成が、ちよつと局長の意
見では、どうもこのままではちよつとぐあいが悪
いというのですが、とにかくそういう非常に熱心
な御希望がございいますから、一ぺん省内に、で
きるかできぬか検討させていただきます。

○田中一君 いま、やむを得ず各地域社会に建設
労働者の供給をするために訓練しているという事
業内訓練、これはあなたがよく知っているとお
りです。これが相当の数があることは御承知のと
おり。これがことごとく労働組合内訓練という本来
の姿に立ち返ります。その場合に、同等の強力な
援助をするということが確約できますね。これは
大臣から聞きたいのです。大臣はひとつ局長に
おまえどうだと聞いてください。

○国務大臣(原健三郎君) 四十四年度は、さい
ぞん申し上げたように検討させます。いろいろいま

話のように、やりますというふうなことは、
ちよつと支障があるようでございしますが、来年度
から、この法律案が通つたときでございしますが、
通りましたら、全面改正の法律に従ひまして、中
小企業の労働者の職業訓練、これは労働組合であ
ろうと何であらうと、やはり中小企業の労働者を
訓練する場合には国の援助をやる、こういう方針
でございます。

○田中一君 いまぼつぼつ予算の編成をしてい
る時期だと思つていますが、どのくらいものを計上
するつもりですか。

○政府委員(石黒拓爾君) いまから要求する額の
予定額を申し上げるのは非常にむずかしいわけ
でございますが、四十四年度におきましては、一億
二千九百万の予算要求をしておつたわけでござ
います。しかしながら、これでも、この額は非常
に少ない額だと思つています。自分で申すのはおか
しゅうございしますが、しかし、これも前の年に
比べますと、補助単価を増増しましたが、この立
て方でいきますと、非常にこれをさらに伸ばすの
はむずかしいんじゃないか。そこで、従来のよう
な立て方以外の思い切つた奨励制度というものを
別途くふうをして、大幅に予算を獲得する方法を
考えたいということで、目下非常に頭を悩まして
いる最中でございしますので、いいアイデアが出
ますと、従来に数倍する金額になるかと思ひます
が、ちよつといふ幾らになるかということをおし
上げかねます。

○田中一君 現在、建設各職種の当面する不足数
というのはどれくらいになつてゐるのか。これは
労働省から出していただくのと、建設省から、両方
から出していただくたい。おそろく数字は違ふん
じやないかと思ふのですが、それぞれの立場から
出していただきたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 労働省のほうから申し
上げます。
私どものほうで、建設関係の労働者の不足は、
技能労働者実態調査における建設労働関係の数字
で申し上げますと、全産業では百八十四万人の技

能労働者が足りない。不足率は一九・五%でござ
います。そのうち、建設関係の技能労働者の不
足数は三十三万二千人、不足率は二九・九%。製
造業関係に比べますと、建設業関係の技能労働者
の不足は非常に深刻であるという認識でございま
す。

○政府委員(川島博君) ただいま労働省から御説
明がありましたことと、全く同じ認識に立つてお
ります。

○田中一君 建設省は、労働省の出した数字をそ
のまま信用してゐるんだということですね。独自
の調査をしてゐるんですか。

○政府委員(川島博君) 独自の調査はしてござ
りません。すべてこの種のものは労働省の数字を
たよりにいたしております。

○田中一君 そうすると、この三十三万二千人の
推定される不足というのに対して、これははいわ
ゆる実態企業内訓練、事業内訓練というものは行
なれておらないわけなんです。たとえば大手の
建設業者にしてもやっております。公共なり、
共同ですらないと思つておられます。公共なり、
これらの職業訓練を行なつてゐる団体ですね、
これはどういふ性格のものとなつた方は見えて
いるか。先ほど中小企業ということをおつておられ
けれども、実態は労働組合がやっております。これ
らをひとつ示していただきたい。公共職業訓練
所、総合職業訓練所、これでどのくらいの者を訓
練するか。

○政府委員(石黒拓爾君) 公共訓練所、すなわ
ち、一般職業訓練所及び総合職業訓練所におきま
しては、昭和四十三年年度の建設関係職種の訓練生
総数は四万六千人でございします。それから事業内
訓練につきましては、昭和四十二年の数字しか
ございせんが、単独訓練は四十二事業所で、非
常に少のうございしますが、訓練生総数は二千二百
八十一名。それから共同訓練は非常に多うござ
います。事業所数で申しますと、二万七千七百七十四
事業所で共同訓練を行なつております。訓練生総
数は三万三千八百八。合計しまして、事業内訓練

生は、昭和四十二年三万五千三百八十九名と相
なつております。これと公共の四万六千とを合
した数が建設関係の訓練生総数に相なります。
○田中一君 そうすると、先ほど答弁があつたよ
うに、現在各地域の労働組合等が行なつてゐる事
業内訓練は組合訓練になります。なつた場合に、
現在の段階でどのような建設労働者の不足を充足
するための積極的な姿勢をもつて行なうか、この
法律が通つた暁でかまいませんから、ひとつ何
をおきます。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいまのところ、市
立の訓練所三、町立の訓練所一、労働組合立が一、
これが公共及び事業内以外の訓練所の総数でござ
いまして、この訓練生数は、全部合算して七百五
十三名でございします。労働組合が共同訓練の
ものには実質は労働組合がやっておりますのが四、五カ
所あるように私も考えております。これを全
部公に認知いたしましたして活発に訓練をしていた
だきまして、それによつて建設業の労働者不足が
一ぺんに解消するといふ筋合いではございませ
ん。非常に苦しい状態でございますので、あらゆ
る方策をもつて職業訓練をいたしたいということ
でございますので、第一に考えられますことは、
訓練生一人当たりの訓練費補助でございます。そ
れから、そのほかに訓練施設に対する補助金の問題等
がございしますが、そのほかに、先ほど申し上げ
したように、全く新しい構想による助成措置とい
うものも何らか考えたいと思つておる次第でござ
います。

○田中一君 近時の傾向として、昨年、四十三年
度には、わが国の木材の消費額、これに対する輸
入が四三%にのほつておるといふことを統計で承
知しております。おそろく四十四年度、ことしは
五〇%近くなるのじゃなからうかといふふうに伝
えられております。それで従来の伝統的な日本の
住宅といふものは木造で行なつております。しか
し、これは衰えるものではございせん。日本の
位置するところの気象、風土の特徴というものの

は、鉄筋コンクリートだけでは快的な住生活が営めないのである。そこでそれらの木材資源等の枯渇からくるわれわれの住という問題が相当重要であるという事は間違いない、その傾向にあります。そうすると、それらの変わりつつあるところの対象というものを対して、労働者はどういった形の訓練を行なうとするのか。また、そうした近代化と申しますが、これに對処するため、建設省は、いままでどのように職業訓練というこの事業に對して関心をもち、そうした現在の社会におけるところの建築、いわゆる建設という全般的な問題から職業訓練の面に助言あるいは注文を出してあるか、出してあったか、また、将来どうしようとするか。また、職種としても変わってまいりますから、これらに對して對処する方途をひとつ示していただきたいと思ひます。

○政府委員(石黒拓爾) 訓練職種及び訓練内容をいわれる技術革新に即應させるといふことは、非常にむずかしいのでございますが、最も重要な任務の一つであると思ひますが、住宅様式の変化ということも、やはりある意味で、技術革新の一種であらうと存じます。それに対しては、ブロック積み工、あるいは配管、板金工といったような関係の、建築大工以外の建設関係職種も養成するというのが一つ、それからもう一つは建築大工であつても、従来のかんな、のこぎりだけではなくて、いろいろな新建材に即應できるように、すなわち多能工的な建築大工にしていくという訓練内容と、双方があると存じまして、非常に微力でございますが、この両方につきまして努力をしておるわけでございます。

○政府委員(川島博司) 最近の住宅を含めまして、建築の趨勢を見ますと、だんだん木造の割合が減つて、非木造の建築が増えております。したがって、今後におきまして、やはり非木造建築は依然として増加するという傾向にございまして、これに對應するように、建設技能者の訓練も当然このように体制に即應するように変えていかねければならぬと考えております。したがって、

て、この点に關しまして、労働省と密接な協力をいたしまして、その方向に、需要に耐えるように訓練を強化してまいりたいと思ひます。

○田中一君 従来、労働省に對して建設省は、三十三万といわれているこの不足労働者を教育するために何か申し入れをしたことはあります。また、いま言われているような建築様式の近代化というような面から見て、協力を申し出たことがあります。

○政府委員(石黒拓爾) 建設省におかれましては、労働力全般についてもたいへん御心配になつておられるように承知しておりますが、職業訓練及び技能検定につきましては、非常に強い関心をお持ちでありまして、検定職種の基準の改正といったようなものについては、それぞれ専門委員会というふうなものをつくつておりますが、建設関係職種のうちいくつかの委員会には、建設省の担当の専門家を派遣していただきまして、私どもと一緒に作業していただいております。

○田中一君 この職業訓練法を制定する当時、これは強く建設省に要求しておいたのです。これは全く労働者を必要とするほうの側から、かくかくの技能の訓練をしてくれという要求がなくなつたやうなものです。これは調べてみますと、私の手元に、ちょうどこれは三十四年六月ですか、労働省の事務次官から、検定についてどうしたらいいかというこの問い合わせに對して答へておられる答書の写しがありますけれども、実際にこうして答へておられる。この問題について、十一年間というものはどのくらい関心を持ってこれを見守つてきたか。おそらく労働省から要求するからそれに答へておられるということであつて、建設省自身がそれこそ訓練の協定と申しますが、そういうものに対するところの助言なりあるいは提言というものが行なわれてないと思ひます。その点局長はどう受けとめておられますか。

○政府委員(石黒拓爾) ただいま申し上げましたように、私どものはりの審議会の下部機構には建設省も入つていただいております。私どもと

いたしましては、建設省から常に建設的な御意見をちょうだいしておるというふうに感じております。

○田中一君 じゃ、具体的に建設省から将来の建設関係労働者を育成するための職業訓練に對して、これはただ助言だけではだめなんです。提言だけでもだめなんです。もつと積極的に、過去十年間どういふことをしてきたか、ひとつ建設省から説明を聞きたいと思ひます。

○政府委員(川島博司) 従来、労働省で行なつておられます職業訓練におきましては、建設関係の必要な職種について十一職種の訓練を実施していただいております。また、これに對する検定職種としては、十職種実施をいただいております。また、私どもは、先ほど来申し上げておりますように、最近の非木造の住宅ばかりでなく、非木造建築の割合が次第にふえておること、それから住宅に關しましては、最近の人手不足のために、いわゆるプレハブと言われます工場生産住宅の建設を促進したいと思ひます。

したがって、職種として、現在も弱い、将来もはなだ不足が予想されますたとえば鉄筋工でありますとか、あるいはブロック工でありますとか、そういう職種の職業訓練については、特に今後強化してほしいということ再三にわたつて労働省に申し入れ、また労働省当局も全く同意見だということ、そういうこと、今後重要な職種の訓練に重点を置いて訓練するようにやっていたらいいおるわけでございます。

○田中一君 これは局長にもう一つ何っておきたいのでありますが、この十一年間、指導員の待遇、指導員の地位、それから指導員の選考、これらは最初から見ると、法制定時代から見ると、相当変わつてきておると思ひますが、現在のように行なつておられますか。

○政府委員(石黒拓爾) 指導員の選考方は、訓練大学校で指導員を養成するのが対象でございますが、これは人数はまだ少のうございします。それから指導員試験を受けてそれに合格した者とい

うものが、これが非常に数が多うございします。そのほかに、過渡的な形として、長い実務経験を經ておる者について短期の講習をもつて指導員資格を認定する、こういうものがございます。これにつきましては、過渡的な形でございしますので、これをやめるつもりはございませんけれども、従来どおりでよろしいか、今回法律改正を機会にもう一ぺん検討したい。何よりもやっぱり訓練大学校を拡充するのが一番いいんじゃないかということ、そのほうに努力をいたしております。

それから指導員の待遇につきましては、これは公務員一般の待遇と関連するわけでございしますけれども、総訓の指導員につきましては、一般の職員に比べて七割だけ指導員としての調整手当をつけておること、若干の待遇をいたしております。また、府県に對する補助金も、昭和四十一年でございしたか、一度に補助率を相当、四〇%ほど引き上げたということもいたしております。私どもなりに指導員の待遇改善には努力をいたしておりますが、これはこれだけ待遇すればよろしいということではない。特に民間工場の技術屋に比べてすぐれた待遇であるかと申されますと、実は若干お恥かしい点もあつたので、さらに今後一そう努力をいたそうと思ひております。

○田中一君 おおむね指導員の年齢層は幾つぐらいになりますか。

○政府委員(石黒拓爾) ちょっと資料をさがしておりますので、しばらくお待ちください。

○田中一君 長期継続して指導に当たつてゐる指導員というのは、何年間ぐらいの人が一番多くて、最近でも労働大学を出た人たちが相当入つてきておるものと思ひますけれども、その実態をひとつ説明してください。

○政府委員(石黒拓爾) 指導員の構成を申し上げますと、二十歳から二十九歳までの者が二〇%、三十歳から三十九歳までの者が三九・八%、この層が一番多うございします。それから四十歳から四十九歳までの者が二七・六%、それから五十歳以

上が一・五%という構成でございます、まず中年層が多うございます。

それから経験年数から申しますと、指導員になつてから四年以下の者が四二%、五年ないし九年が三三%ということで、十年未満の者が大半を占めております。十年から十四年までの者が一・六%、十五年から十九年までの者が二・九%、二十年以上が一・四%、これがまあ訓練が発足して十年でございますので、わりかた経験年数は浅くなつております。

○田中一君 かつて建設省が所管している建築士という資格の技術者がいるわけです。これは一級建築士、二級建築士という分け方をしておりますが、これに対して、建築士法ができて直ちに、選考でこの資格を付与したことが一回ございます。

それから第二回目には経過措置でやつたわけでありました。第二回目は、引き揚げ者、海外の引き揚げ者が全部引き揚げ終了——大体終了した時点で、選考によつて一級建築士、二級建築士の資格を与えたことがあるのです。そこで最後に一番近い例が、たしか三十三年だと思ひますが、ちょうどこの法制定後だと思ひますが、やはり経験豊かな技術者に対して資格を与えたことがある。そこで、むしろ一つの職種のうちの新しく開発される技能もあり、また技術的な前進もしている。そうすると、指導員としての資格というよりも、実力を持つておつても、なかなか一級技術士、二級技術士の資格をとるといふても、なかなかいままでの長い伝統的な技術者のあり方から見て、受けられない場合がある。いわゆる資格に合格しない場合がある。これは今日まで長い間技能指導員として立っている人たちに對して、そういう経過措置によつてこれを与えるという方法は考えられませんか。これは決して実害がないわけなんです、実害というものはない。今度の法律の改正でいろいろまた資格を与えておられる。今度の場合も、一級技術士、二級技術士のほかに、技能士補という段階も一つ定めることにしている。そこで学校の先生がそれらの技能の資格がないということとは

おかしい話なんです。少なくとも、今日まで大きく日本のこれら不足の技術に對して、技能に對して貢獻したという人たちに對して、実力はあると、したがつて、これに一級技術士の資格を与える機会というものを与えるべきであるというように私は考えますけれども、政府はどう考えますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 長い間実務の経験を積まれました、腕はたしかだけれども検定に受からないという方、受かりにくいという方は、大体において学科が苦手であるという方が多いわけでありました。学科につきましては、実は指導員の方に對しては、先ほど申し上げましたような、長い実務経験と講習とでもつて指導員になれる資格を認めておる。指導員になりました場合には、一級または二級の技能検定の場合の学科免除という制度があるわけでありました。したがひまして、この学科免除制度というものを適切に運用することによりまして、実力はあるけれども、メトリル法の算数は苦手であるという方々でも技能士になれる道は開かれておると存するわけでございます。その運用につきましましては、さらに検討いたしたいと思ひます。

○田中一君 それは、その運用についてはいろいろのじやなくして、積極的なあなたの方で、経験が豊かだと、十分だと、そうして実害もない、そうしてまた——これは昔からまじめな職人というものは、もう文字に弱いわけなんです。それから特殊なもの以外には、ほんとうに仕事をやるだけの技術は持つておられるけれども、経営まではわからぬ人がありあいに多いわけなんです。だからそういう運用について検討するといふのじやなくて、積極的に本年度はそれを検討し、そうして実行してみたいといふくらいの方を案ははしつていふわけなんです。

○政府委員(石黒拓爾君) 学科免除制度の運用につきましまして、従来かなりの程度敷つておるつもりでございますけれども、先生のお話でございますので、さらに現在の制度では救われない気の毒な、しかも実行のある方がおられたらば、それも

拾い上げることができましように、さらに検討したいといふつもりで検討と申し上げたわけでありました。それによつてどの程度の範囲まで拾えるかといふところまでは、ちよつといまのところ検討段階でございますので、確定的には申し上げかねるわけでありました。

○田中一君 四十四年度には、それを実行することはできませんか。

○政府委員(石黒拓爾君) 四十四年度につきましては、すでに御承知のごとく、検定を開始してあるわけでございますので、途中で基準を変えることはちよつとむづかしいかと思ひます。やはりこゝろの特例措置といふものは、法律が改正になつたその経過措置といふところに引つかけたいほうがやりやすいのじやなからうかと考えますので、本年度直ちにといふのは、ちよつとむづかしいのじやないかと思ひますが、これはもう少し検討させていただきます。

○田中一君 法律を修正してもいいじやないですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 法律修正は国会の御権限でございますけれども、まあどの程度といふことは、かなり精細に見なければいけませんので、法律だけでもつて、経験二十年やつた者は無条件に法律修正で資格を与えるといふことは簡単にいえない問題じやないか、技術的に非常に問題があるのじやないかといふ感じを私も持つております。

○委員長(吉田忠三郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をつけて。

○田中一君 ところで、将来ともに、この法律が通過した際には、それらの点も考慮してほしいんです、むろん条件も。しいて言うならば、当然この職業訓練所を卒業した人間はこうするんだ、ああするんだ、賃金は最低こうだといふことまでもうたうことによつて、訓練所に志望する者が多くな

るわけなんです。先ほど言つていふように、盛り場行つてごらんない。若い少年たちが、それこそ生活というか、あすの希望を失つたつるな目をしてよからぬ職業についておる人がたくさんあります。集団就職で上京したところの、都会へ来たところの少年たちがたどる道は一つなんです。一ぺん離職した少年たちが必ずどこへ行くかといふことはきまつていふコースです。だから、それにはやはり裏付けとしてのものがなくちゃならない。それは安定した就労の条件と賃金の問題です。いま建設労働者は、それぞれの地域の労働組合等が集まつて協定賃金を持つていふ。私は協定賃金なんかやめろと言ふんです。最低賃金はこれであるといふ方の方をすべきならぬと言ふんです。同じように、職業訓練所を出た少年たちが十一年たつていまだに、出たばかりの少年も十年の経験豊かな職人も、協定賃金といふことは、賃金同じなわけなんです。これじやだれもなり手がありません。十五年、二十年、長い間その技術を持つた中年の職人が、やはり協定賃金という形でもつて支払わられていふと将来の希望を失うわけなんです。だから、いまの少年たちが転職を望むのです。これは三十になつたつて嫁ももらえない。なるほど、当面三千円なり三千五百円になつて、賃金はよいように見えるけれども、二十五になつても三千五百円というようになつていけば、希望を失うのは当然であります。やむを得ず、日本の會計法に示されていふところの請け負いという形の仕事を受けるようになる、仕事をやるようになる。これは契約といふのを請け負いでやるわけなんです。そしてそれに、まあいふ言へば、請け負いという形だから材木屋から何%かの手数料とか、返し金なんかをもらつたり、歩金をもらつたりして親方の体面を維持していふという非常に不合理な希望のない状態に置かれなやならんんです。だから、もはやなり手がなくなつてきま

す。かつてたくさんあつたところの地方の季節労働者も最近ほとんど減つてきていふのは、これは労働省も御承知のとおりです。それも老人ばかり

です。いままでも何々組におつて、手間もらつておつたというふうなのは来てない、これではいまの少年はきてがおりませんよ。また、職業訓練所で一つの技能を身につけても、他の職種——大企業にある職種ならいざしらず、現在の労働者だけではあつての面において、労働者としての權威と申しますか、条件を勝ち取れないというのが実情であります。どうかこの法が制定された後において、しっかりとそうした裏付けのある方針を打ち出していただきたいと思つて、でなければ、もうなり手はございません。そういう点について、この法律ができたからといって、よい技能者が大量に生まれるというものではなくして、裏付けになることの生活の問題、労働条件なり賃金の問題が解決されないうちであります。労働大臣から、これに対する裏付けのことばとして、將來への訓練生のあり方に対して伺いたい。

○国務大臣(原健三郎君) お説は私も全く同感でございます。この訓練法の全面改正をいたすのも、労働者諸君が就職の安定を得られたり、あるいは労働条件を好転さすというためにやっているのであります。それでなければ、決して万全ではございませんので、だんだん労働条件の改善、あるいは賃金の上昇等に前向きで労働省も指導し、機会あるごとにそういう助言も、指導もしてやっていきたい、これはわれわれの役目でありますから、大いに積極的に前向きにやっていきたいと思つております。

○委員長(吉田忠三郎君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉田忠三郎君) 速記をつけて。
○上林繁次郎君 今度の法改正によつて、そのねらいは、何といつても、技能労働者の不足、その不足をどう解決していくか。こういったことが大きく見られていくわけでありませうけれども、それを解決する前に、やはり今後の大きな問題として人口問題がある。その人口問題について、御承知のように、だんだんと出生率が下降線をたどつて

いくような傾向にある。そういう中で今後の人口問題、これを解決していかなければやはり労働力という問題も解決できないのじゃないか。こういう観点からこの十年先、二十年先の労働力に対してどのような方策を持っているのかどうか、こういう点についてまず最初にお尋ねしておきたいと思つて、

○政府委員(住業作君) 今後の労働力の推移につきまして御説明を申し上げたいと思つて、労働力のもとになります先生御指摘の人口につきまして、わが国の人口は、昭和四十年におきまして九千八百二十七万でございますが、四十五年にはこれが一億三千三百三十八万、五十年には一億八千六百四十四万、五十五年には一億一千三百二十七万、六十年以降は大体そういう数字で横ばいになつていく、こういうようなことでございます。それから、それに伴ひまして今後の労働力人口の問題でございますけれども、たとえば昭和四十年—四十五年の五年間は、戦後の出生ブームの影響を受けて、三十五年—四十年の平均に對しまして一〇〇程度の伸びでございますが、四十五年以降はこれは非常に急速に落ちまして、たとえば、四十五年—五十年間には三・五%になる、五十年—五十五年には二・二%になる、五十五年—六十年には二%を割つて一・七%になる、こういうような推計が行なわれております。そういうような数字は、よく言われておりますが、わが国は労働力の過剰時代から労働力の不足時代に入つた、こういうような表現であらわされているところだと思つて、

○上林繁次郎君 まあ、現在の問題とすれば、国民総生産は世界第二位である、こういうふうなことで、非常に生産が高まつておる。これはわかるんです。私がいま聞いておるのは、将来、十年先、二十年先、いまあなたがおっしゃつたように、昭和五十年ごろになればこういう状態になるんだ、という話があつた。そういうことで、これから先の将来の問題、そのときに、いまあなたがおっしゃつたように、諸外国では一人をやつてゐるものを日本の場合には二人でそれをやつてゐる。そういうところに現在の労働者の能力というものが、発揮されてない、これは、長いか、こういうふうな話をしておつた。しかし、長

いですが、根本的には、わが国の場合におきまして、必ずしも労働力、要するに労働者が十分その能力を発揮してない、ではないだろうか、こういうような問題があるのではないかと思つて、これは御承知のように、わが国の国民総生産は、いまやドイツを追い抜きました、自由諸国の中では二位になつたと言われておりますが、その国民総生産をつくり出した就業人口はやはりドイツとか、フランスの二倍でございますから、つまりドイツ、フランスの労働者が一人でするところを日本の場合は二人でしてゐる。まあ、この問題にはいろいろ就業構造の問題あるいは産業構造の問題がからむわけでございますが、ごく大まかに言ひまして、そういうような点も指摘できるわけでございます。したがつて、そういう意味で、わが国の場合は、いわゆる西歐諸国において言われておりますような労働力不足かという、そうでもない、はなから、したがつて、そういう意味で、労働者が十分その能力を発揮できるような態勢をつくつていくということによつて、当面の労働力不足対策——こまかい施策はいろいろございますが、基本的にはそういう考え方であつて、いかなければならないというふうに考へております。

○上林繁次郎君 まあ、現在の問題とすれば、国民総生産は世界第二位である、こういうふうなことで、非常に生産が高まつておる。これはわかるんです。私がいま聞いておるのは、将来、十年先、二十年先、いまあなたがおっしゃつたように、昭和五十年ごろになればこういう状態になるんだ、という話があつた。そういうことで、これから先の将来の問題、そのときに、いまあなたがおっしゃつたように、諸外国では一人をやつてゐるものを日本の場合には二人でそれをやつてゐる。そういうところに現在の労働者の能力というものが、発揮されてない、これは、長

○政府委員(住業作君) 私申し上げましたのは、どうも人口問題の所管は厚生省でございますので、現在の出生率、死亡率の趨勢というものを將來に伸ばしてみたい場合に日本の人口はこうなる、それに伴つて生産年齢人口なり、労働力人口はこうなる、こういうことを申し上げたわけでございます。そういう意味で、労働力人口政策という大きな問題は、ちよつと所管が違ひますので申し上げなかつたわけでございますので、お含みおきいただきたいと思つて、

○上林繁次郎君 ほんとうはその関係者が来てなくちゃならぬ、ここにね。来てないからそういうことになるんで、同時に厚生省との関係ですね。そういう関係もやはりつけていかなければならぬ。そして今後そういう人口問題から労働力というものはどうしていくかという、こういったものをやはりお互いに連絡をとつて、話し合ひの中で一つの方策というものを打ち立てていかなければならぬと思つて、さういふ点にがつちり取り組んでいただきたい。こう思ふんです。当面の問題をどうする、それはいろいろの方策はあると思つて、さういふ問題だけじゃ済まぬ、将来の問題は、したがつてさういふ意味で、大きな立場からひとつ厚生省と十分連絡をとつて、さういふ結論を出していくという方向を出してもらいたい。そのようにお願いをしておきます。

○国務大臣(原健三郎君) 御説の長期展望に立つて労働力問題を考えるべきである、ごもつともで

ございます。これは私はテレビでも方々で申しておるんですが、労働力は見通しから言いますと、もう十年待たず五年先、だんだん不足を来たすことはもう明らかとなってまいりました。これを補うのは、やはり私は日本の経済が伸び、生産も増強されますから、どうしても人口をもっとふやすような対策をやることは必要であると考えております。そこで人口増強の方策をこれから政府もやるし、そういう啓蒙宣伝をやるのが大事であると思ひまして、実は数カ月前の閣議におきましては厚生大臣が取り上げまして、これからの問題は人口をもっとふやすことである、それについて、厚生省としてはいろいろやりたいのであるが、各省においても御協力を願いたいという発言がありまして、私も、その場合において、労働省といたしましては、労働力の不足という点を考えて、すみやかに人口増強の方策を立てるべきものである、厚生大臣の意見に賛成であると言ひまして、閣議はみなそれを了承しました。ただ、いまからふやすと言つても実際に間に合ふのは、やはり一人前になるのは二十年先になりますから、それを早いとこやらなくては間に合はぬ。そのときになつていよいよ足らぬと言つてあわてふためいでもとても間に合いませんから、御説のとおり、いまからやるべきであつて大事な問題だと、こう思つておられます。できたら閣議においてももう少し再確認をいたしたいと、こう思つております。

○上林繁次郎君 まあ心強く思う次第ですがね。全く人間投資というのは当然時間が相当かかるわけですから、これは当然なことなんです。いまからその方策を立てなければ当然間に合はぬ。こういうことが言えるわけで、ひとつもう一歩積極的にやつていただきたい。こういうふうに考えるわけなんです。

まあ現在に戻りますけれども、最近の技能労働者の不足というのは非常に大きいものがあるわけなんです。これがやはり日本の経済発展に大きな障害となつていくのじゃないか。こういうふうに考へられます。そこで現状についてひとついろいろとお話をいたしたいと思います。こう思ひます。

○政府委員(石黒拓爾君) 技能労働者の不足は、先刻も申し上げましたけれども、昨年六月の調査では、百八十四万人が全国で不足しておる、不足率は一九・五％に達してゐる。その不足の状況は大産業別に見ますと、製造業で百三十二万人、建設業で三十三万人、運輸通信業で十三万人、こういうような状況に相なつております。また、これを規模別に見ますと、非常に規模別の格差が大きうございまして、千人以上の規模の大工場では不足率が四・四％である。それに対しては五人ないし二十九人の小規模事業所におきましては三三・九％の不足であるというところで、中小企業、規模の小さいほど不足が深刻であるというところに相なつております。それからまた、技能の程度別には熟練工ほど不足であるというような結果になつております。

○上林繁次郎君 きまりきつたような質問になるかも知れませんが、百八十四万人の、当面の問題として、技能労働者が足りない、それには当然これをどう解消していくかという方策を持たなければならぬ。そういう面では、これを解消するための方策、これはどういうようなことを考へられておるのか。

○政府委員(石黒拓爾君) 実は、この百八十四万人の技能労働者というものの不足を全く解消するということは至難のわざである、労働力不足が全体として進行するであらうという状態のもとにおきましては、そう考へざるを得ないわけございします。しかし、今日の特に中小企業について深刻な不足というものを大幅に緩和したいと考へておりますが、そのためには、まず第一に、御審議いただいております法案にございしますように、職業訓練の基本計画並びに年次別の計画及び府県別の計画といったようなものをつくりまして、計画的に職業訓練をいたしまして、技能労働者の養成、再訓練ということをすることが必要であらう。将来の目標をいたしましては、ただいま新卒

の二％しか訓練を受けておりませんが、これが全部訓練を受けることを目的といたしまして、少なくとも半数ぐらいは訓練を受けるというヨーロッパ並みの水準に持つていくように、年次計画をもつて努力したいと考へております。

○上林繁次郎君 順序に聞いていきたいと思ひますけれども、西欧の先進諸国では、昔から学校教育と並んで職業訓練、そういう制度が社会的に確立されている、こういうことなんです。日本の場合は、そういうものに比べ合せてどういふ実情、現状にあるのか、こういうことですね。

○政府委員(石黒拓爾君) 外国で一番職業訓練の発達しておりますのはドイツ、スイス等ございしますが、これらの国の訓練の実情を見ますと、中世以来の徒弟制度というものが大體温存されつつ近代化されてきて、そして義務教育を出たものは、昔ながら徒弟に入る、現在ならば養成工課程に入るというのが原則であるという社会体制ができておるようによつておられます。そういう歴史的事情を持たないで、私も日本におきましては、徒弟制度はございましてけれども、これは手工業的な一部の分野に限られております。製造業は、政府の指導奨励のもとに急速に発展したという事情もございまして、そのような歴史的な背景を持たずに、いきなり職業訓練制度を新たに導入したわけではございしますので、これを一般化したことは非常に困難でございします。しかしながら、訓練法制定以来、十一年にして二％という、不十分ながら、相当の數に到達いたしました。今後これは外国がやや自然的にできたのに対して、日本では人為的にその普及度を高めていかなければならぬ、これは非常にむずかしい仕事であると思ひますけれども、日本に課せられた至上命令の一つであるとして努力したいと考へております。

○上林繁次郎君 そこで結局今後努力していくということなんです。この日本の職業訓練の水準を先進国並みに引き上げるといふ、そのための方策というものが立てられていかなければならぬ、

○政府委員(石黒拓爾君) これはいろいろあの手この手を一生懸命考へなければいけないわけございしますが、訓練生の數をそれだけ拡充するということにつきましては、公共訓練のみではとてもそれだけの施設をつくるのは間に合はぬわけございまして、事業内職業訓練というものを拡充しなければならぬ。そこでほんとうを言へば、事業主に義務を課して、新卒を雇う場合には必ず職業訓練をしなければいけないと言ひたいところではございしますが、いきなりこの義務を課するのは、現状とあまりにもか離れておりますので、事業主に対する奨励策という形で、補助金その他でこれを講ずる。他面、事業主にまかせっぱなしでもいけないので、これに対して公共訓練施設というもので指導、助言あるいは補助をするという体制をつくるのが非常に大切であらうと思ひます。さらに、公共訓練施設からは指導員の派遣とか、教材の提供等の援助もいたしたい。また、従来のような補助金一本やりのやり方のほかに、たとえばいま御審議いただいております法案にございしますように、職業訓練法人というやうなものをつくりまして、共同職業訓練といつたやうなものがやりやすいやうな体制をつくるということも必要であらうかと存じます。もちろん公共職業訓練施設をできるだけ充実するということも、これと並行してきわめて大切なことございしますし、また、施設の充実と並行して、技能検定を充実し、技能尊重の機運というものを先般P.R.いたしております。これをさらに国民的に盛り上げる方策を講じたいと考へておる次第でございします。

○上林繁次郎君 そこで、現在の職業訓練の計画、この実施状況というものは必ずしも十分ではない。これははっきりしております。たとえばいま局長が言われた公共の職業訓練、これのいわゆる充実、それからそれだけでは十分でないので、

○政府委員(石黒拓爾君) これはいろいろあの手この手を一生懸命考へなければいけないわけございしますが、訓練生の數をそれだけ拡充するということにつきましては、公共訓練のみではとてもそれだけの施設をつくるのは間に合はぬわけございまして、事業内職業訓練というものを拡充しなければならぬ。そこでほんとうを言へば、事業主に義務を課して、新卒を雇う場合には必ず職業訓練をしなければいけないと言ひたいところではございしますが、いきなりこの義務を課するのは、現状とあまりにもか離れておりますので、事業主に対する奨励策という形で、補助金その他でこれを講ずる。他面、事業主にまかせっぱなしでもいけないので、これに対して公共訓練施設というもので指導、助言あるいは補助をするという体制をつくるのが非常に大切であらうと思ひます。さらに、公共訓練施設からは指導員の派遣とか、教材の提供等の援助もいたしたい。また、従来のような補助金一本やりのやり方のほかに、たとえばいま御審議いただいております法案にございしますように、職業訓練法人というやうなものをつくりまして、共同職業訓練といつたやうなものがやりやすいやうな体制をつくるということも必要であらうかと存じます。もちろん公共職業訓練施設をできるだけ充実するということも、これと並行してきわめて大切なことございしますし、また、施設の充実と並行して、技能検定を充実し、技能尊重の機運というものを先般P.R.いたしております。これをさらに国民的に盛り上げる方策を講じたいと考へておる次第でございします。

○上林繁次郎君 そこで、現在の職業訓練の計画、この実施状況というものは必ずしも十分ではない。これははっきりしております。たとえばいま局長が言われた公共の職業訓練、これのいわゆる充実、それからそれだけでは十分でないので、

○政府委員(石黒拓爾君) これはいろいろあの手この手を一生懸命考へなければいけないわけございしますが、訓練生の數をそれだけ拡充するということにつきましては、公共訓練のみではとてもそれだけの施設をつくるのは間に合はぬわけございまして、事業内職業訓練というものを拡充しなければならぬ。そこでほんとうを言へば、事業主に義務を課して、新卒を雇う場合には必ず職業訓練をしなければいけないと言ひたいところではございしますが、いきなりこの義務を課するのは、現状とあまりにもか離れておりますので、事業主に対する奨励策という形で、補助金その他でこれを講ずる。他面、事業主にまかせっぱなしでもいけないので、これに対して公共訓練施設というもので指導、助言あるいは補助をするという体制をつくるのが非常に大切であらうと思ひます。さらに、公共訓練施設からは指導員の派遣とか、教材の提供等の援助もいたしたい。また、従来のような補助金一本やりのやり方のほかに、たとえばいま御審議いただいております法案にございしますように、職業訓練法人というやうなものをつくりまして、共同職業訓練といつたやうなものがやりやすいやうな体制をつくるということも必要であらうかと存じます。もちろん公共職業訓練施設をできるだけ充実するということも、これと並行してきわめて大切なことございしますし、また、施設の充実と並行して、技能検定を充実し、技能尊重の機運というものを先般P.R.いたしております。これをさらに国民的に盛り上げる方策を講じたいと考へておる次第でございします。

○上林繁次郎君 そこで、現在の職業訓練の計画、この実施状況というものは必ずしも十分ではない。これははっきりしております。たとえばいま局長が言われた公共の職業訓練、これのいわゆる充実、それからそれだけでは十分でないので、

○政府委員(石黒拓爾君) これはいろいろあの手この手を一生懸命考へなければいけないわけございしますが、訓練生の數をそれだけ拡充するということにつきましては、公共訓練のみではとてもそれだけの施設をつくるのは間に合はぬわけございまして、事業内職業訓練というものを拡充しなければならぬ。そこでほんとうを言へば、事業主に義務を課して、新卒を雇う場合には必ず職業訓練をしなければいけないと言ひたいところではございしますが、いきなりこの義務を課するのは、現状とあまりにもか離れておりますので、事業主に対する奨励策という形で、補助金その他でこれを講ずる。他面、事業主にまかせっぱなしでもいけないので、これに対して公共訓練施設というもので指導、助言あるいは補助をするという体制をつくるのが非常に大切であらうと思ひます。さらに、公共訓練施設からは指導員の派遣とか、教材の提供等の援助もいたしたい。また、従来のような補助金一本やりのやり方のほかに、たとえばいま御審議いただいております法案にございしますように、職業訓練法人というやうなものをつくりまして、共同職業訓練といつたやうなものがやりやすいやうな体制をつくるということも必要であらうかと存じます。もちろん公共職業訓練施設をできるだけ充実するということも、これと並行してきわめて大切なことございしますし、また、施設の充実と並行して、技能検定を充実し、技能尊重の機運というものを先般P.R.いたしております。これをさらに国民的に盛り上げる方策を講じたいと考へておる次第でございします。

事業内職業訓練所の充実ということをいふ言われ
ておりますけれども、ここ十年間ですか、十一年
間ですか、この目標に対してどのくらい進んでい
っているかという、公共の場合には九五％大体
いっている。事業内職業訓練の場合には大体五
〇％弱ですか、その程度までしか進んでいないと、
そういう差が出てきているわけですが、公共の場合
九五％程度進んでいるわけですが、なぜこれがそ
の辺のところに止ってこれないのか、なぜこう
いう差がついておるのか、その辺の事情がやはり
明らかでないといふような感じが、こう思う
のですが、その点はどういふことですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、事業
内職業訓練は、目標に対して四八・六％の達
成率、五〇％弱でございます。これについての理
由というものは、いろいろ非常にたくさんあると
思いますが、基本的には外国のような、新卒を
とつたら養成工として養成するというような慣行
とか、基礎というものが欠けておつたという点が
第一。それから第二には、そういう組織的な訓練
をしなくても、従来は優秀な労働力が豊富にあつ
たから、それを使つていけば自然に何とかまかな
えたといふこともあつたかと存するわけございま
す。この事情が急速に変わつてつづいてございま
す。それから第三には、中小企業においては養成訓練
をする経済的負担がやや大き過ぎて、これにたえ
かねるというようないふこともあるかと存じます。そ
れから第四には、中卒の数が予想以上にどんどん
減つていったといふようなこと、これも計画にそ
ごを来たした理由であらうかと存するわけござい
ます。そのほかたくさんあると思ひますが、も
う一つには、事業内訓練の認定の基準という私ど
ものつくりました基準が、必ずしも実情に即しな
い、実際に訓練をやつておるが、それがわれわ
れの認定にひつかからなかった、われわれの認定
の基準がやや実情に即しない点があるといふこと
もあつたのではないかと、うふうにも考へておる
わけでございます。さらにまた、学卒者のほうで
も訓練というものを当然受けるべきものであると

いう考へよりは、めんどうくさいのか、なるべ
く避けようといふこともあつたのではないかと。主
として事業主側の事情でございますが、政府並び
に国民全般の責任といふ問題も多々ある、非常に
たくさん原因が重複してこういふ結果になつた
ものと思ひております。

○上林繁次郎君 ある程度わからないわけではな
いけれども、公共の場合と事業内の場合では、
半分くらいしか事業内の場合にはないんです
ね。これはやはり財政的な問題、そういう問題も
からみ合つて、いま局長はその点には触れなかつ
たが、財政的な問題が私は相当大きくその割合を
占めておるのではないかと、うふうに考へておる
んですが、その点はどうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、中小
企業につきましても、特に財政的な問題が大きい
と存じます。これは私見になつて恐縮ございま
すが、ほんとうならば、職業訓練といふのは全部
がやるべきで、やらないところから罰金をとつて
これをやるように回すぐらいのことをやりたい
と思つておられますが、現在では、そうすると罰金
が多過ぎてとてもそうまいりませんから補助金を
やつておるという状態で、あらゆる企業が訓練を
しておればその負担が特に過重であるとか何とか
いう問題はないと思ひますが、一部しかやつてお
りませんために、やつておる篤志な事業主の負担
が過重になつておるので、この負担を軽減するよ
うな財政措置といふものも今後相当必要であると
考へております。

○上林繁次郎君 先ほどから人口問題から入りま
して、そうして今後のいわゆる労働力の確保、ま
た特に技能労働者の確保、こういふ問題を特に
取り上げてきたわけですが、ここにきてその養成
に当たつて目標に到達しない、こういふ現状にあ
る。そこで、いま局長からお話があつたように、
財政的な問題ですね、特に中小企業の場合には財
政的な問題は大きな問題ではないか。もちろん公
共の場合には九十数％まで進んでおる、こういふ
ことなんで、事業内の場合にもやはりその線ま

でいけないわけではない。中卒が少なくなるとか何とか
いふことは、これは状態は同じである、公共の場
合でも事業内の場合でも。これに財政的な措置
がとられれば相当なところまで事業内職業訓練所
のほうも成果をあげていくのではないかと、こう考
えられるわけですが、そういう意味で今後財政とい
う問題になつてくると必ず大蔵省に関係がある
と思ふんですが、その点について、大蔵省のほうは
今後どういふふうにかういふ問題について考へ
ておるのか、その点についてひとつ伺ひたい
と思ひます。

○説明員(辻敏一君) 事業内職業訓練の振興につ
きましては、特に、四十四年度予算におきまして
重点的に配慮したところでございまして。御承知の
ように、予算額も四十三年度が一億四千三百万で
ございまして、四十四年度は全部合わせまして二
億九千九百万といふふうに倍以上にふやしておる
ところでございまして。

○上林繁次郎君 それでもつて今後の労働力不
足、また技能労働者の不足を十分まかなえるの
だ、いわゆる考へるのにもそれだけの予
算が確保された、前年からみれば倍にふえてい
るのだという、たださういふ計算的な問題でなく
て、実情に合せて大蔵省がこの問題に取り組ん
でおるかどうか、その点ですね、実情に合つてい
るかどうか。

○説明員(辻敏一君) 事業内職業訓練の実情等勘
案いたしました人員もふやしておりますし、事業
費の補助の単価も相当大幅に増額した、こういふ
ことでございまして。今後とも労働省とも十分相談
いたしまして、充実につぎまして検討いたしてま
いたい、かように考へております。

○上林繁次郎君 私はその辺のところが大変じゃ
ないかと思ふんです。いわゆる実情に即したも
の考へ方、計算上でございまして、前年と比べれば
これくらいふえているんだといふような計算上の
問題ではこれは解決できる問題ではない。あくま
でも実情といふものを十分に把握をして、大蔵省
のほうとしても、これだけの予算が要求されてき

ておる、だから前年よりこれくらいふやしておけ
ばいいんだという、そういう簡単なものの考へ方
ではなくて、金の面はもちろんだけれども、そ
ういふ労働力不足といふ実情といふものをよく把握
した上で、やはり実のある予算といふものを考へ
ていかなければならぬんじゃないかと、こういふ
ふうに考へておるわけ、そういう意味でいまお
尋ねしたわけですが。

それでは先に進みますけれども、先ほどちよつ
と話があつたかと思ひますが、今度の法案の十
九条を見ますと「第十五条、第十六条及び前条に
定めるもののほか、労働省令で定めるところによ
り、労働大臣の認可を受けて、都道府県は高等職
業訓練校又は身体障害者職業訓練校を、市町村は
専修職業訓練校又は高等職業訓練校を設置するこ
とができる。」、こういふようにありますが、この
ねらいといふものは、これについてひとつお答え
願ひます。

○政府委員(石黒拓爾君) ねらいは二通りあると
申し上げてよろしいんじゃないかと存じます。一
つは現状を肯定するといふことでございまして。現
在市町村が訓練所をつくつておることもござい
ます。それから都道府県で総合訓練所以上のりっ
ぱな訓練所をつくつておることもあり、また身体
障害者訓練所をつくりたいといふところもある
。それを現在の法律では、そういうのをつくつ
てはいかぬみたいな書き方になつておる。訓練
施設といふのは幾らあつてもよろしいんであり
ますから、それをつくりたいと言つたらだんだん
つくれるようにワケを広げるべきであるといふの
が一つのねらいでございまして。

それからもう一つのねらいは、職業訓練といひ
ましては、専修訓練校よりは高等訓練校のほう
がより程度の高い望ましいものであります。そ
ういふものは、特に負担能力の高い都道府県におき
ましては積極的に今後つくつてもらいたい。高等
訓練校あたりは現につくりたいといふ府県もござ
います、私もそのうちに入つてしまつても、総訓だけに
まかせず、自分たちのほうでもできるところはつ

ておる、だから前年よりこれくらいふやしておけ
ばいいんだという、そういう簡単なものの考へ方
ではなくて、金の面はもちろんだけれども、そ
ういふ労働力不足といふ実情といふものをよく把握
した上で、やはり実のある予算といふものを考へ
ていかなければならぬんじゃないかと、こういふ
ふうに考へておるわけ、そういう意味でいまお
尋ねしたわけですが。

それでは先に進みますけれども、先ほどちよつ
と話があつたかと思ひますが、今度の法案の十
九条を見ますと「第十五条、第十六条及び前条に
定めるもののほか、労働省令で定めるところによ
り、労働大臣の認可を受けて、都道府県は高等職
業訓練校又は身体障害者職業訓練校を、市町村は
専修職業訓練校又は高等職業訓練校を設置するこ
とができる。」、こういふようにありますが、この
ねらいといふものは、これについてひとつお答え
願ひます。

○政府委員(石黒拓爾君) ねらいは二通りあると
申し上げてよろしいんじゃないかと存じます。一
つは現状を肯定するといふことでございまして。現
在市町村が訓練所をつくつておることもござい
ます。それから都道府県で総合訓練所以上のりっ
ぱな訓練所をつくつておることもあり、また身体
障害者訓練所をつくりたいといふところもある
。それを現在の法律では、そういうのをつくつ
てはいかぬみたいな書き方になつておる。訓練
施設といふのは幾らあつてもよろしいんであり
ますから、それをつくりたいと言つたらだんだん
つくれるようにワケを広げるべきであるといふの
が一つのねらいでございまして。

くつてももらいたいという奨励的な意味もある、高等訓練校を設置の中に入れたのは、そういう奨励的な意味も含めてのものと御了解いただきたいと思ひます。

○上林繁次郎君 いま局長が言われたような意味は、もちろんあるでしょう。まあ都道府県あるいは市町村に対して、そういう立場で訓練所をつくることのできるようにこの法律によってなされるわけですね。これは、本来ならば、国がこの労働力不足という点に対して、その制度、設備、まあ施設という点、そういう問題が含まれておると思ふんですが、こういう問題は国がやらなければならぬ。それを何となく今度の法改正で市町村あるいは都道府県にもそれができるといふような行き方をとるといふことは、国は何かこの問題についてはお力をして、市町村行政あるいはまた都道府県行政にこれをゆだねてしまふんじゃないか、こういうような心配がなきにしもあらず、その辺のところはどうですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練を拡充いたしますには事業主、地方公共団体並びに国、それぞれができる限りの努力をするということが必要でございます。こういう規定が入ったことによりまして国が手を抜くというところは絶対にあるべきことではない。先日、雇用促進事業団におきまして、現在の総合訓練所の所長会議がございましたので、私もそこへ参りまして、総合訓練所並みのものが今後府県でできるかもしれないけれども、それによって総合訓練の使命というものは少しも軽くなるものじゃない。むしろ重くなるのだ、ますます重大になるのだという話をいたしましたわけでありまして。しかしながら、同時に、府県は府県なりに、そこでできる限りの努力はしていただきたい。これは決して肩がわりということではないのであります。国が一律にやるのではなく、目の届かないあるいは余力があるのに補助金がつかないからやらないという事態があつてはもったいない話でございます。できるところはどんどんやっていたら、いろいろな体制を整えるとい

う趣旨でございます。国が肩がわりをしようというつもりは毛頭ございません。

○上林繁次郎君 そこで、この十九条に関連をいたしまして一つ一つ聞いてみたいと思ふのですけれども、まず、この十九条には身体障害者の職業訓練校、これも含まれておるわけですね。当然身体障害者の職業の更生の促進、またその能力を有効に發揮させる、そういう意味でこの職業訓練校にいうものを充実強化をはかつていかなければならぬのじゃないか、こういうふうに考へるわけですね。この辺についての考へ方、現在の国の身体障害者の職業訓練校の数をみますと、全国に十一カ所というところになっております。これをもっともつとやはりいま申し上げたような意味で拡充強化していかねばならぬのじゃないか、こういうふうに思ふわけですね。この辺についてどういう考へ方を持っていますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 身体障害者が社会復帰をし、社会にみずから貢献し、みずから障害者自身も幸福な生活を営むことができたためには、職業訓練をして技能を身につけて職につくことが一番正しい方法であると確信をいたしております。したがって、身体障害者の訓練施設というものは、質ともにさらに拡充すべきものと考へております。ここ数年間に於きまして、身体障害者職業訓練所の数はかなりふやしております。私どもといたしましては、身体障害者の訓練所といふのは数多くつくればそれでいいというものではないと考へて、施設としても特殊な施設を要しますし、特に指導員は特殊な能力を持ち、かつ特別な情熱を持った人でなければ身障者の訓練の指導員はつとまらないといふことがございまして、まあ分散して数をたくさんつくるといふことよりは、やはりブロック—ブロックといふ大きなブロック、小さなブロックたくさんありますが、小さなブロックごとにいい指導員を入れた、いい施設をつくっていくところ、に当面の重点を置く。遠くの人ばかり通せんので、これには必ず十分な寄宿舎施設をつく

るという形において当面身障訓練所の拡充をしていきたいと考へておるわけでございます。

○上林繁次郎君 局長、いまあなたが言つたようなことは、それは基準として当然のことです。いい施設、いい指導員、これは当然のことです。よ。それをお粗末なものをつくつてお粗末な指導員でいい、こんなばかんな考へ方ではないのであつて、これは基本的なものの考へ方であつて、あなたに言わなくてもそんなことはわかつてゐる。問題は現在の身体障害者、この数に見合つた十一カ所という国の施設は、現在の身体障害者の数に見合つたものであるかどうか、そういうことが問題点だらうと思ふのです。その点はどうか。これで十分というふうに考へられるのですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 十分だとはもちろん思つておりません。先ほど申し上げ方が悪くておしかりを受けましたが、その点はおおびに申し上げます。一般の職業訓練所の競争率は一・七倍、身障者の訓練所の競争率は一・一倍でございます。一般に比べれば、需要と供給がかなりマッチしてゐると申せると思ひますが、これは表面の見解でございます。身障者は訓練所に来るとか、職安に登録することすらもあきらめてうちに引込んでゐる方が非常に多いのでございまして、したがって、私どもといたしましては、訓練行政に限らず、身体障害者に対する心の行き届いた行政が浸透いたしますならば、私どもは、身障訓練の志望者といふものももっともふえてくるというふうに予想いたしておりますので、したがって、いま一・二倍であるから数は大体いいところであるとは毛頭思つておりません。まだまだ量、質ともに拡充しなければならぬものとして考へております。

○上林繁次郎君 その国の計画、何年までにどのくらいまで持つていけばいいんだという、そういう計画を立てられておりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 実はたいへん申しわけないことでございます。一つには、計画全体は、この法律が通りまして上におきまして、中央労働基準審議会の意見を聞き、かつ都道府県の知事の意見を聞いて基本計画をつくるということになつております。正式には、その基本計画までは新法に基づいて正式の何年計画といふことは申し上げられないわけでございます。それは別といたしまして、身体障害者に対する労働省の行政というのは職業安定局、職業訓練局、それから労働基準局、それぞれで行なつておりましたからかなりばらばらでございまして、十分行き届いたものを従来やつておりましたというふうに反省をいたしておりまして、目下総合的な身体障害者対策を早急に樹立すべく部内で鋭意検討中でございます。何年でのどのくらいの施設というようなことも、その検討が終りましたら申し上げるようになさせていただきます。

○上林繁次郎君 それでは、この問題はそれ以上突つ込んでみてもしようがないと思ひます。

そこで第十九条が設けられたといふことは、これは身体障害者に対してそういう施設をつくり、また現在の労働力不足、特に技能労働者の不足、こういったものを解決するために一歩いままでも進んだ方法として、こういった十九条が設けられたと思ふのです。その点はどうですか、そういう考へ方ではないのでしょうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 全く御指摘のとおりでございます。

○上林繁次郎君 そうしますと、いろいろ職種によつて違ふだらうと思ふのですけれども、一つの訓練所の施設をつくるのに、どのくらいの金がかかるのですか。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいままでの県立の職業訓練所につきましては、建物だけで七百六十万円、機械が七百四十万円、はしたがつきまゝで、合計で一億四千九百万円といふ計算でございます。訓練所一軒建てます場合には、少なくとも二億以上でございますので、少なくとも一カ所あたり三千万円という計算で従来はいたしておりました。

は落としていくという方針がきまっておりますので、したがって、今度の法律におきましては、国の経費負担の条項のみであります。補助金条項は一切落としておるわけでございします。

○上林繁次郎君　やはりこのういものは、法律でもってはっきりしておいたほうがいいんじゃないか、こう思うんですがね。大臣どうでしょう、その辺は。いままで法律ではっきりうたてあつても、なかなかそれが実行されなかつたり、そういう場合があるわけです。それが省令だとか、政令だとかいうものでこれにきめられますと、非常に柔軟性があつて、二分の一まで補助しなくてもいいような——いいというか、そこまでの心配があるわけですから、やっぱりこの問題については、はっきりとこまでは補助をするんだというものをこの法律にもうたておくべきである、こういうふうに私は思ふんです。その辺のいゆる考え方についてですね、ひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(石黒拓爾君)　特定の施設なり、事業に對しまして一定の補助金を、一つの種類の補助金を与えればそれで済む場合には、先生おっしゃるとおりの實際的効果があるかと存じます。職業訓練の場合におきましては、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな種類のいろいろな形の補助金をどんどん新しく考へていきたいと私も考へております。ところが、これこれの補助金を出すというのを法律に書きました場合には、従来の経験では、それに書いてある以外の新しい補助金というものは、法律にこう書いてあるからだめだといつて、けられるきらいが多分にある。職業訓練の場合に、新しく次々と開拓していく分野においては、補助金条項を法定することによりまして、新しい分野の開拓の支障になるといふマインスマもあるんじゃないかというふうに考へまして、私どもは補助金条項は一切入れないという方針を了承したわけでございします。

○上林繁次郎君　それでは、またちよつと戻ります。すが、身体障害者につきましては、これは厚生省と、それから労働省にまたがる、こういうような問題が多いわけですね。そこで、身体障害者については、福祉関係として厚生省にまかしてしまふ、労働省はむしろ一般の労働者に対する職業訓練といふんですが、そういうふうにはつきり分けたほうがやりやすいんじゃないか。また、効果もあがるんじゃないかというふうな感じがするんですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(石黒拓爾君)　そのような考へ方も、理論上は成立するかと存じますが、現実の職業訓練及び職業紹介という仕事は、かなり専門的な知識と熟練を要するものでございします。身体障害者の分だけの訓練及び紹介を厚生省におまかせしても、これは労働省のような全国的なネットワークもございしませんので、なかなかうまくいかないんじゃないか。やはり私どもは従来足りない点を大いに反省いたしまして、私どもみずからの手で身体障害者に対して十分なる訓練と紹介及びアフターケアをすべきであると思へます。

○上原正吉君　関連して、ただいま何つております、労働力の不足というのに、たいへん困つておられるのが困りのやうなものです。私は労働力の不足というものが困りに對し、国民に對し、どんな幸いをもたらし、どんな被害を与えるのかというところに疑問があるんですがね。労働力が豊富であるというのと労働力が不足であるというのと、どちらが国にとつてしあわせなのか、国民にとつてしあわせなのか、疑問があるのです。ひとつ具体的に、これはどちらでもけつこうですが、労働力が不足するために、ことに中小企業では三三・九〇不足するという労働力の不足のために、産業は、国は、国民はどんな被害をこうむるのかというところを檢討してつと並べてほしい。いますぐ答えていただかなくてもいいが、私、常々考へております。お答えになつても、議論になることであると思います。どなたでもけつこうです。そういうこと、の所管はどなたですか、職業安定局です

か、職業訓練局ですか、またそのほかに担当する局があるのですか。

○国務大臣(原健三郎君)　この次までに調査して御報告申し上げます。

○上林繁次郎君　いま十九条を私は特に問題にしたいわけですが、当面の問題、いわゆる技能労働者の確保、こういう問題からこの十九条というものはつづられた。特に、十九条にうたわれているこれを進めていくには、何といつても、財政的な措置が最も重要な問題であるというふうに考へ、そこでいまのような質問をしたわけです。これをひとつ強力に、せっかく都道府県が、また市町村が、この訓練所を独自の立場でつくれる、そういう権限といふんです、それを与えられたわけでありまして、それがスムーズに進められていく、それだけのあと押しを国が十分にやつていかなければならない。それでなければ、先ほどから言つておられるように、十九条をつくつても何にもならない。結局一番最初に言つたように、それが強力に進められなかつたら、国が結局自分がやるべきことを都道府県、市町村に転嫁してしまつたといふことになる。そういうことがないように、特にこの法で問題になるのは財政的な措置だと考へられますので、大蔵省にもその点労働省の意見を十分述べて、そうして実情に合つた、いい方向にこれを進め、そうして成果をあげていけるように強く要望いたして終わりたいと思ひます。

○委員長(吉田忠三郎君)　特に御発言もなければ、本案に對する本日の質疑はこの程度にとどめます。なお、午前の質疑はこの程度にし、午後二時から再開をいたします。

午後一時五十七分休憩

午後二時三十一分開会

〔理事大橋和孝君委員長席に着く〕

○理事(大橋和孝君)　ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、田中一君が委員を辞任され、その補欠として中村英男君が選任されました。

○理事(大橋和孝君)　労働問題に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○阿鼻根登君　労働災害の補償につきまして、二、三質問申し上げたいと思ひますが、最近の大災害で、たとえば、久留米のゴム工場の爆発事故、あるいは橋げたの基礎工事の水没事故、あるいは北海道における炭鉱の爆発事故、ビルの窓の清掃中のゴンドラ墜落事故、こういう事故で数十名の人々がなくなつておりますが、これらの死亡者の平均補償額は幾らになっておるか。最低幾ら、最高幾らぐらいになっておるか。その点まずお尋ねいたします。

○説明員(桑原敬一君)　新四ツ木橋の被災者に対しては遺族年金の一人平均の補償額は、年間三十一万円になっております。それから、北炭夕張につきましては平均三十万、住友炭志内につきましては二十六万、雄別炭尻礦につきましては二十四万、日米ゴムにつきましては十二万。いま手元に平均だけしか持つてきておりませんので、一応こういうこととさせていただきます。

○阿鼻根登君　年金額で平均をいふ言われたので、大体二十五、六万が平均だと、こうとれると思ひます。そうしますと、最近の自動車の事故で、賠償責任保険では、死亡が三百万、九月には五百万に改定される、こういうことなんです。いまの労働保険がこれでいいのかどうか。あまりにも差が開き過ぎてきておられるんじゃないか。どういふ考へなのか、ひとつ聞かしていただきたい。

○説明員(桑原敬一君)　先生御承知のように、自賠保険は一時金で支給されておるわけでございします。自賠保険の場合は民法上の損害賠償でございますので、故意、過失というのが前提になるわけでございします。労働保険の場合は無過失責任でございますので、そういう責任は問いません。したがって、また補償の姿も、四十年改正によりま

して、そのなくなりました方の補得能力、その損失につきまして必要な期間ずっと見ていくと、こういう補償のたてまえになっておるわけでございます。自賠保険のほうは、いま申しました性格上、精神的な損害を含めまして、全損害をはかりまして一時金として支給すると、こういうたてまえになっておりますので、その性格が違いますので、比較がなかなかむずかしいということになっております。ただ、私も、年金を現在の平均的にとりまして計算いたしますと、たとえば残された奥さまの余命年数等計算いたしますと、平均給付基礎日額に換算いたしました計算いたしますと、年金として終生もらわれます額を一時金として計算いたしますと、約五百万円近くになりますので、そういう一時金でもらわれます方と、年金でもらわれます方と非常に比較はむずかしいでございますけれども、そういう計算をいたしますと、約五百万円近くになる。こういうことになりました。

○阿具根登君　そういう考え方で労働者の責任のある立場におられるということは、私はまことに驚いたです。おそれ入ったです。年金がこれから数十年続いている、その結論を持ってきて一時金と計算をされる。さらにまた、それを言うならば、年金の前は、一時金の四百日分はなぜ言わないのか。四百日分で計算してみなさい。一日一万円だった四百万円でしょう。あなた方は人間の生命というものを、法でこの場合はしかたがない、この場合はしかたがないと、そういうふうな冷たい考え方で処しておるからこういうことになってくるわけですね。私は、少なくとも、これは労働保険はいまの場合非常に少ない、何とかしなければならぬのだというお答えが出るかと思つて、質問をすらすらとやって、三十分ぐらいでやめるつもりだった。そういうお考えなら基本的な問題もここで論争しなければならぬ。人間の生命の問題を考へる場合に、たとえば、会社で死んだ、工場で死んだ、通行中に死んだ、その家族の問題、与える損害の問題等から考えて、どうしてそこに差別を

つけていかなければならぬか。そういう問題。それから年金ならなぜ同額でいいの。あなたは年金は同額でいいというなら、物価その他一切二十年も三十年も上がらないのだと、こういうふうにお考えなんですか。利子は計算してないんですか。そういうような考えで法律案の説明をされたんじゃあまったもんじゃありません。四百日でいいかどうか。年金が計算すれば四百万円か五百万円になるか。いまから何十年生きるのを計算されているのか。その点ひとつお聞きしましょう。

○説明員(桑原敬一君)　実は、いままで奥さまの遺を申し上げたわけでございます。労働保険の考え方は、そのなくなりました方の損失を補てんするといふ考え方に立つておられますので、その補償の姿はその残された方々、その方々の終身にわたって補償していく。こういうたてまえが労働補償の一番徹底した姿ではなからうか。そういうふうな申し上げるのが本意でございます。たまたま金額を比較した点は一つの仮説に立つてお答えいたしましたわけでありまして、四百日につきましても、現在制度がございまして、これは日本だけの異例の制度でございまして、つまり労働補償というものは扶養利益のある方に対して、そのなくなるということによって損失を受けたということについて給付するものでございまして、したがってそれについては年金を本則といたしております。ただ扶養利益、全然扶養されていなかった方に対していろいろな前からの事情がございまして、日本的な特殊事情がございまして制度として残しておるといふ趣旨でございまして、したがって扶養をされた方については年金で処理をする、扶養利益のなかつた方については四百日分で現在制度を日本的な制度として残しておる。こういうわけでございます。ただいろいろと遺族補償の問題については問題点がございまして、これについては、労働省といたしまして、基本的に考えてまいりましたという態度は持つております。現状の説明を申し上げまして多少誤解を受けたと思つて、けれども、私も、今後こういう遺族補償について基本

的に検討しなければならぬという態度は持つております。

○阿久根登君　大臣に御答弁願ひましょう。最近の裁判所の判例でも、 Hoffman 方式で賠償金を計算されると、一千万円以上の判決が出されておるわけですね。それから自動車所有者が任意保険に加入している場合も一千万円以上受けているわけですね。そういう時代なんです。それを課長の考え方では、年金が平均二十六万、月二万です。月二万でいいのかわるか。一方では、裁判所の一千万円以上の判決が出てきておるわけですね。四百日分といつてもこれでいいのかわるか。大臣のお考えをひとつお聞きいたします。

○国務大臣(原健三郎君)　御承知のごとく、これは一時金でなくて、こういう年金制度にいたしておられますので、見たところ、一見非常に何となしに少ないような印象も受けるし、事実、またいまおっしゃったように、一千万円の裁判所の判決が出たりしていることもよく存じております。できることならば、もう少し金額を上げてみたい、その思つて、いま労働保険審議会にそういう答申を求めて、その答申待ちで、十二月にはその答申が出るということになっておりますので、その答申が出ましたときには、それを踏まえてもう少し額をふやすことも考えてみたい。

それから、この間新聞にもちよつと出ましたのが、交通災害の遺見にも、財団法人がございまして、これが育英資金を設定することになりました。私もこれに若干お手伝いさしてまいりましたのです。そういう交通災害でなくなった方の遺見の育英資金制度がもう確立して、財団法人も出発いたしました。それに、かみかみとして、労働でなくなつた方の遺見に対して、高等学校及び大学で、能力もある学校へいきたい、しかも資金がない、こういう方々に対して育英資金の貸しつけ等を別に考えて、いま先生のおっしゃったように、はなはだ乏しい、保険金が少ないのでございまして、そういう点もまた加味して援護の手を伸べていきたい。いませつかく事務当局にその検討

を命じてやらしておる。できたら、来年度予算のときに考慮して、こういうこともいろいろあわせてやりたい、こう思つておる次第であります。

○阿具根登君　わかりました。それでは、その労働審議会に諮問されておる労働者の考え方をひとつお聞かせ願ひたいと思つて、ただ、漫然とこれでもいいのか、悪いのかという答申なのか、こういう差ができておる今日の労働法はどう変えねばならぬのか、こういう基本的な考え方があつて諮問されておると思つて。

さらに、労働審議会は大体いつ開かれておるか、何カ月一回開かれておるか。そしてあとで問題が出てまいります。労働審議会に逃げ込んで、労働者としては労働審議会の結論待ち、こういうような状態であるのではないか、そういう点ひとつ御説明願ひます。

○説明員(桑原敬一君)　労働保険制度の改正につきましては、実は、労働保険審議会は前々から一つの慣行がございまして、労使、公益三者でできるだけ最初に煮詰めて、ある程度の結論が出ましたならばそれを建議して、それを受けて諮問するといふような形での慣行がございまして、そういうような形で一昨年から始めておりますけれども、ことしの一月から本格的な審議に入りまして、最低一カ月二回、多いときは三回現在までやってきております。大体現在の状況といたしましては、労使それぞれから意見が出されましたものが相当煮詰まっております。第一説会を終えたような状況でございまして、近く第二説会に入りまして、いまの委員さん方のお気持ちといたしましては、十月ぐらいをめどにして審議会の意向を固めたいといふような考えでございまして、私も、たまたましては、従来の労働保険審議会のそういう慣行を基本にいたしまして、出ました結論につきましては、慎重に、十分に尊重いたしまして法案化につとめたい、こういうふうな考えでおります。

○阿具根登君　それでは、今回提出されておる厚生年金の障害年金ですね、遺族年金の最低補償額が六万円から九万六千円になる。これと労働保険と

の關係を説明してください。

○説明員(桑原敬一君) 現在国会に提案されておるわけでございすけれども、相当大幅な厚生年金の引き上げが行なわれるわけでございすので、この法律が成立しますと、労災保険の遺族及び障害の給付につきまして、特に賃金の低い方については厚生年金の遺族年金あるいは障害年金が上回るといふような例が、数は少のうございすけれども出てくるということが予想されます。そういうわけで、実はこの問題は、労災保険の最低基礎日額の最低額でございすが、これとの関連になつてまいりますので、実はこれは私どものほうの労働省令で定められるようになっておりますので、この厚生年金の成立後におきましてこれと矛盾がないように措置をしたいというふうに考へております。

○阿鼻根登君 そうしますと、省令だから、法律じゃないから労働省でかつてにできる。十一月にこれが実施されるわけですね。そうすると厚生年金の障害年金の三級と労災保険の七級とが大体同じことになるわけですね。それが現在六万円、労災保険入れて七万八千円、そうでしょう。それが今度は九万六千円になる。九万六千円になれば、労災保険は一銭ももらわぬ、ゼロになるわけですね。そうでしょう。そうすると、厚生年金は九万六千円を出すけれども、労災保険は一銭も出さぬでいい、こういうことになるわけですね。労働者を監督されておる労働省のこれがゼロであつて、厚生省のほうが入ると先に進んで、これは一体どういふことなのか。しかも十一月ですよ、これは。十一月に実施されるのですよ。これを省令で幾らにしますか。十一月からこれと合わせてどうしますか。

○説明員(桑原敬一君) この問題につきましましては、先ほど申し上げました審議会でも御提案ございすので、これについては、先行先議をいたしまして結論をいただいて措置をしたいと思つております。最低基礎日額の問題については御議論いただいておりますので、これを厚年とあわせまして

て大幅に引き上げたいという私ども気持ちを持っておりますので、その点を十分お話ししながら審議会の場で具体的な金額をいただきたいと、こういうふうに考へております。

○阿鼻根登君 労働大臣、お聞きのとおりなんです。六万円の場合は労災保険で一万八千円出すわけです。七万八千円です。今度九万六千円になつて十一月から実施するということになつておるわけですね。厚生省、その法案が出ておるのです。それを労働省ではまだ審議会の意見待ちですか。労働省の職務は一体何なんですか。厚生省ですら、これをちゃんと出しているのです。当然その金額出しておらなければだめじゃないですか。こういうことを審議会待ちなんでおかしいのじゃないですか。厚生省ではすでに金額まで出されて十一月から実施する、もう法案出されておる。それを法案でなくて、省令でかえられるやつを何で審議会待ちで待たなければいけませんのか。大臣でございすので、審議会に聞かなくても。こんな問題まで審議会に一つ一つお聞きして、そうして審議会にお願ひします、お願ひしますでは、どこに労働省の権威がありますか。省令だつたら聞く必要はないでしょう。大臣のほうでやつたらいいでしょう、いかがなんです。

○國務大臣(原健三郎君) たいへんおしかりをこらうりましたのですが、まだ厚生年金の法律案も通つておりませんし——通るかもしれないが、私のほうといたしまして、審議会、審議会と申しますが、審議会の審議にかけることになつておりますので、そういうふうにかかけますけれども、御期待のうちに急いでやります。でありますから、この秋にはその結論を出して、御期待に沿うような処置を急いでやる所存でございます。

○阿鼻根登君 これ以上言つても、案も持たぬのですから、しかたないですが、労働省というのはいくらにもございすんだと思ふのです。厚生省がこれだけの金額を出したら、それに見合う金額は当然労働省にあるべきはずなんです。審議会に諮問するのでもいいでしょう。しかし、労働省としては、

いまのバランスをくずさないで、考へても、どのくらいは当然必要だ、それでこのバランスでいいですか、どうですかといつてかけるのならわかるのです。いまだでバランスがとれてきておつた、とれてきてなくても一応そうやってきておつたやつが、一方がぐんと上がつたら当然上げなければならぬといふことがわかつていながら、その金額も握つておらない。私はこれではあまりにも消極的で、厚生省から笑われやしませんか。厚生省のほうにはびしゃつと出してしまつて、十一月一日から実施する。それができないのは国会の責任になるかもしれない。しかし、労働省はあまりにも消極的だ。あまりにもこの種の問題に前向きじゃない。原労働大臣の話をきくとも私はテレビで聞きました、前向きにやるとおっしゃるから、私はもうちよつと前向きでやつてもらおうと思つたら、言うことは前向きで、実施は何もされておらない。こういうわかり切つたことでもまだ金額を握つておらない。私は非常に失望したのです。ひとつ前向きな姿を見せていただきたいと思ひます。

○國務大臣(原健三郎君) 御承知のように、そのバランスのとれるような方向で審議会にはかつております。それはきめることになるようにすみやかにやります。

○阿鼻根登君 先ほど課長のほうから外国の補償にはこういう制度はないのだといふことですが、外国の補償は、日本と比較して一体どうなつておるのか。外国の労災補償ですね、全部でなくてけつこうですかから教へてください。

○説明員(桑原敬一君) まず条約について申し上げますけれども、実は昭和四十年で年金改正を出しましたときの基準は、ILO一〇二号条約を批准いたしました遺族年金の給付率は、一〇二号条約では、妻及び子供二人、すなわち標準世帯と申しておりますが、四〇%というふうになつております。これにつきましては、現行の日本の労災保険と水準を一にしております。その後でまじしたILO一二二号条約につきましては、先ほどの

四〇%が五〇%というふうになつております。それから先進諸国と言われます西ドイツ、フランス、デンマークあるいはスイス等について申し上げますと、遺族の数によつて違ひますが、妻一人の場合は日本と同じように三〇%、あと子女加算がついてまいりまして、西ドイツの場合は最高八〇%、それからスイスの場合は六〇%、デンマークは五〇%、日本は三〇から五〇、こういうことになつております。先進諸国から比べますと、低いといふことが言えるかと思ひます。ILO条約につきましては、最近でございました条約については若干低めになつておる、こういうことでございす。

○阿鼻根登君 そうしますと、率においても先進諸国から見れば日本は相当落ちてゐる。さらに賃金そのものが格段の差があるわけなんです。だから日本の労災補償というものは非常に少ないんだ、こう言えると思ひます。だから問題は賃金にあるのか率にあるのか、その点何ですか、率を突えろというお考えはおありになるかどうか、御説明願ひします。

○説明員(桑原敬一君) 何度も労災審議会の意見待ちといふことを申し上げまして、おしかりを受けますと思ひますけれども、最終的にはその御意見をいただきたいと思います。ただ、私どもの考え方としては、少なくとも国際水準でございすILO条約というものを常に頭に置いて検討したい、こういうことを申し上げたいと思ひます。したがつて、率において低いといふことが一点と、それからまた、特に日本は賃金の格差が規模によつてございすので、特に中小零細企業等において、補償の額というものが大企業に比べて低くなつてゐる。これは損失補償の原理からそうなると思ひますけれども、そういう一因からくる面もあるといふふうに考へております。

○阿鼻根登君 この種の問題を質問しますと、全部審議会に逃げ込まれてしまふ。その審議会の三者構成の中で、労働省はその主役をつとめられてゐるはずなんです。そこに労働省の意見が入らずに、こういう問題も一切が審議会待ち、これでは

労働者の自主性はどこにあるのだろうか、こういうふうに考えるわけですが、しかし、それは審議会待ちなら審議会待ちでまあやむを得ないでしょう。しかし、審議会というのは、労働大臣の諮問機関でしょう。労働大臣がかくかく考えておるがどうだろうかというのを聞きになるのが私は審議会だと思ふのです。ただ、ばく然とどうあればいいかというような世論調査みたいなことで審議会をお持ちになっておるんじゃない、私はこう思ふんです。もつと確固たる労働者の考え方を披瀝して、審議会で検討してもらつて出してもらつたらいいか、そうしなければ進まない、こういうふうに考えるわけです。

それから現行の労災年金の受給資格のない人ですね。これの数字を申し上げますと、私の調査では脊損患者が全国で十八名、けい肺患者が十七名、合計三十五名です。もちろん入院費用は福祉事業団で持つてもらつております。これはまだ入院外の人もおられるかもしれませんが、わずかに三十五名の方を法で守る意思があるかどうか。いわゆる脊損患者、腰の骨が折れてどうにもならない方、けい肺で全然仕事ができない、自分で治療もできない、そういう方がわずかに三十五名、これが今日の法からはずされておるわけです。これに対して今日の法の中にこれを入れる考えがあるかどうか、その問題をお聞きします。

○説明員(桑原敬一君) ただいま御指摘の三十五名の方につきましては、実はこの年金あるいは長期傷病補給給付と申しますか、こういうものの制度が新たに昭和三十五年にできたわけでございます。それ以前に打ち切り補償で処理をされたわけでございます。法律的にはそこにとりしても制度に乗つてこないということになったのでございます。しかしそういうことでは非常にお気の毒でございます。現在、保険施設によつて、その方々が引き続き療養ができますように、本来ならば打ち切り補償というのは、それで災害補償が終わつたという趣旨でございますけれども、療養費を全額持つてもらえる、特に脊損患者につきま

しては療養その他をたらなければなりませんので、そういう療養費を加算するといふようなことで、保護に欠けないように考えてまいつたわけでございますが、なお、最近のいろいろな情勢から、この補償をさらに徹底してほしいという御要望もいろいろ聞いておりますので、これについては法律制度的には非常に技術的にむずかしいところがございますが、そういう一時的な保険施設の面で十分検討したいといふふうに考えております。

○阿具根登君 よく承知いたしております。この三十五名の皆さんが、今日の年金以前の一時金で打ち切られて、そして法の適用を受けられないんだというところは百も承知して質問を申し上げておるんです。だからいま言われたように、たとえば脊損患者は一日四十円を加給してあるわけなんです。だから今日の状況から、四十円でもいいかどうか、栄養剤が四十円で何が買えるか。ばく大にといつても、それはできないでしょう。しかし今日の四十円が、栄養剤を買つて、またそれ以上の食物をとるといふようなことにどれだけ役に立つだろうか。さらに、脊損患者にそれぐらい出しておられるんだから、せめてもけい肺患者にもそれを適用されたらどうか、あと十八名なんです、金額にしたら微々たるものです。そういうあたたい気持ちはございせんか。法でいへば救われぬことは知つております。しかし、もう十五、六年前に打ち切られた人たちは、そして入院しておたら、おそろくこういふ姿になつてくると思ふんです。それを、お前たちの法律のときは違つたんだ、いまの法律は違つたんだといふことじゃ、あまり冷たくないか、それもわずかです。だから、そういう点に何かあたたい思いやりをやつていただくわけにはいかないか、こういうことなんですがね。

○説明員(桑原敬一君) 四十円の件につきましては、脊損患者特有の褥瘡ができたとか何かに、そこから栄養が出ていくといふようなことで、特別に扱われたといふふうに私は聞いておりますけれども、いまお話しのように、こういう非常に重い病気でそういう療養に専念されるためには、もう

少し何らかの手を打たなければならぬということにつきましては、全く同感でございますので、そういう点について私ども今後真剣に取り組んでいきたいと思ひます。

○阿具根登君 お願いいたします。飛び飛びになりますが、時間を急いでおりますので、お許しを願ひます。

先ほどILO条約の二二一号の問題が出ました、通勤途上の交通事故は、ILOでは、これは職場と見なすと、こうなつておるはずなんです。日本ではどうなつておるのか、通勤途上の交通事故は労災で見らるようになっておるか、なつておらないか、お伺ひいたします。

○説明員(桑原敬一君) 労災補償のたてまえは、先生御承知のように、使用者の支配下にある場合において起こりました災害について補償を行なうと、こういうふうになつております。したがうして、通勤途上につきましては、たとえば会社が専用の輸送機関を持つておまして、これに乗つて通勤をするようにというふうな指示がある、あるいはそういう慣行になつておりました場合には、使用者の支配下に入つておるといふことで、業務上といふことで処理をいたしております。ただ、一般的な公共の輸送機関に乗つてまいりました場合には、使用者の支配下に入つておるといふようなたてまえと違つてまいりますので、現行の取り扱ひは、通勤途上を業務災害といたしております。いま申し上げましたように、これは労災補償制度の基本に犯れる問題でございます。現在、一般的な通勤は業務上ではない、こういう処理をいたしております。

○阿具根登君 会社の指定する乗り物に乗つた、その途中で事故にあつた場合は、これは労災の適用がある、これは当然でございますが、ILOの二二一号の第七条ですか、これでは、通勤途上は業務上に含めるといふことにはつきりなつておると思ひます。私は、ILOできまつたから、各国が全部それに右にならつておると言つておるわけではない。しかしILOでこれを認めてお

る。そうすると、日本が特定の会社の車以外であつたならば認めないといふのはおかしいではないか、これはおかしいか。こういう問題は、おそろく審議会におはかりになつて、ILOではどうなつておりますが、これはおかしいかどうかがお聞きになつておると思つたところが、これは違つたといふ今度は逆な返事なんです。どうも私とあなたの感覚のズレがあらぬが、これならば、労働者が答えられるというやつは答えないで、審議会に逃げなされる、こういうやつは当然審議会に逃げなされると思つたら、だめだとおっしゃる。どうもおかしいね、どうなんですか。

○説明員(桑原敬一君) これは現行制度の取り扱ひを申し上げたわけでございますが、審議会にはこの問題は提起いたしておりますし、また審議会でも非常に熱心に御審議いただいております。ただ、この条約の読み方でございましてけれども、労働災害の中には、通勤途上の災害といふものもその定義の中に入れるべきである、こういうような趣旨でございます。その場合に、通勤途上災害といふのは、その国々によつてその定義をきめてよろしいと、こういうふうになつております。したがつて、たとえば日本みたいな通勤途上の扱いでも、ILO条約のいわゆる通勤途上を業務上災害の中に入れておるか、いなかという意味合いにおきまして、狭いのでございまして、入つておるといふ理解ができます。しかし問題は、そういう文理解のものではございまして、現在の交通戦争のさなかで、この通勤途上災害の問題を労災保険法上に取り扱つか、あるいはもう少し視野の広い形で取り扱つかというふうな緊急な問題として、私ども十分理解いたしておりますし、また、審議会の場におきまして、この問題については非常に真剣に御議論をいただいております。

○阿具根登君 最後に、じん肺の問題について一、二点質問いたしますが、労災審議会は月に二回ないし三回やられておる。まことにけっこうだと思ひます。じん肺審議会は一体、一年に何回や

おられるのか。私の聞いたところでは、非常に少ないように思うのですが、どういふことかお聞きをいたします。

○説明員(伊集院兼和君) 総会につきましては、本年に入りましてから二回でございます。一月末並びに四月中旬に開催されております。なお、五月中旬にじん肺審議会の小委員会が二回開催されております。

○阿具根登君 私、あまりじん肺審議会が開かれておられないので、四月には傍聴に行きました。が、それ以来開かれておられないのです。一年に一回か二回くらい開くような審議会で、一体どうなるだろうかと、こう思うのですが、最近もうじん肺という病気が、今日公害があれだけ問題になっておりますから、私はだんだん減ってきているものと思っておつた。ところが、私の資料では、だんだんじん肺患者がふえてきておる。逆行になってきております。これもまた正確な資料を握つてというわけではないのですけれども、大体、大企業がこういふ責任を逃がれるために、じん肺の多いところは下請業者、請負業者にまかしてやつておる、こういう傾向にあるやに私は聞いておるわけなんです。事態はそういうことなのかどうか、あわせて御答弁を願います。

○説明員(伊集院兼和君) 先生御来会いただきまして、四月に開催されました。その後、五月に引き続き小委員会が二回開かれたことは、先ほど御報告申し上げたとおりでございます。今月中旬に開催が予定されておりましたが、会長その他委員の先生の御都合もございまして、来月早々に延期されました。来月に小委員会並びに総会が開かれることになっております。

次に、じん肺の予防並びにその数字でございますが、先生ただいま御指摘いただきましたじん肺の発生いたしますおそれのある粉じん作業につきましては、すでに御承知のように、じん肺検査を実施いたしております。そのじん肺検査の数は、粉じん作業の従事労働者数の増加に伴いまして、年々増加をいたしております。その発生率につきましては

は、じん肺の有所見者数は大体一〇%足らずでございます。わずかに減少しているという傾向も見られますが、年次を追いましめた場合に、必ずしも減少の率観は許さないという現状にあることは、御指摘のとおりであると認識いたしております。

なお、下請関係のことでございますが、企業係列上下請関係にありましますものが、確かに一つの職場で作業をいたしておるという場合がございまして、じん肺のじん肺検査実施の義務は事業主に課せられております関係で、下請業者は下請業者の事業主にそれが課せられておるという関係で下請業者に所属いたしまします労働者については、たとえ粉じん職場に——親工場の粉じん職場に働いておるという場合も、法律的な義務は下請業者にあるという形でございます。ただ、じん肺検査を実施いたしまします際には、親工場がそういつたことをめんどろみでやるのが現実的には妥当だと存じますので、極力その方向で指導をいたしておるような次第でございます。

○阿具根登君 じん肺問題で、伊集院課長さんに私がここで質疑を行なうなら、時間が何ほあつても足りませんから、一、二点だけピックアップして伺いますが、合併症の場合、結核がなつた時点でいいて、これがけい肺の一症度、二症度、あるいは三症度になるか、そうした場合に、この人は、二年以上たつて会社もやめて、年金も打ち切られる。そういう形になつた方を雇つてくれるところもない。まことにみじめな姿になるのです。が、そういう点についてどう考えておられるか。

さらにけい肺で衰弱しておつたために、余病を併発して最近なくなられる方が非常に多い。そしてこれが皆さんのほうにも陳情あるいは抗議で来ておると思うのです。それに対しては、まことに冷たい法の見方がなされておるのじゃないかと思ふのです。これは私、極端な例を申し上げますと、ガンになった、ガンで死んだ、お医者の方はガンで死んだのだから労災の適用はありません、こうなるわけなんです。そうすると、それが正しいのだとして一切この適用は受けれない。しか

し、今日医学でいわれるのは、ガンの早期治療、早期発見はこれは必須条件で、必ずおる、手術すれば必ずおる、こう言つておられるが、早期発見しても、手術しようにも、じん肺で衰弱してしまつておるから手術に耐え切れなかり、だから何ともな得ずして死ぬのを待つばかり、こういうことになるわけなんです。これは極端な例で、私も研究してもうらうらにお願ひはしてあつたんですが、その他いろいろの病気になるつても、まずからだに衰弱してきておる、そのために治療が思うとおりにならない、そして死んでいくけれども、病名はじん肺じゃない、こういう例が非常に多いのですが、これに対してどうお考えになっておるか。

もう一つ、四症度の場合は、年金で何とか治療をしておりますが、これにもまたいろいろ意見がございまして、四症度、三症度、二症度、一症度という場合に、もう少し考へ方はありはしないか。三症度は粉じんの職場には行けない。職場は転動させられる。転動するときの転勤料はもらひではないか。賃金は下がる。これではあまりひどいではないか。この三点にほつてお答えをいたしたいきよの質問をやめたいと思ひますから、どうぞよろしく願ひいたします。

○説明員(伊集院兼和君) 先生御指摘の第一問は、管理区分四に該当して療養中の場合、幸いにして結核合併症が好転をしたために、管理区分三に変更される場合ということだと思ひます。じん肺法は、健康管理法でございます関係で、ただいま御指摘のとおりのことになるわけでございます。ただし、そのことは、先生の三番目の御指摘の問題とも関連があるかと存じますが、じん肺法が制定されました当時には、けい肺法の法施行の過程の中で、かつてじん肺が不治の病であるといふに言われておりましたのが、幸いに部分的には治療効果がある。ことに、御指摘のように、本来のじん肺についてはなかなか治療は期せられたいけれども、合併症については、合併結核については、治療の可能性があるとということで、四か

ら三への転換ということも一応予定されたわけでございます。しかしながら、実際問題といたしまして、その後の運営におきましては、確かに幸いにして部分的にそういうことがあり得たわけでございますが、同時に、具体的な作業能力の判定等については、なかなかむずかしいことがございまして、したがって、管理四から管理三に変更されます場合につきましては、非常に慎重にケースごとにこれを取り扱うことによりまして、そのケースごとの処理に当たつておるというのが実情でございます。したがって、その実数はただいま手元に持つておりませんが、非常に例外的な数だと御報告申し上げることができると存じます。

なお、第二点につきましては、管理四として、じん肺の療養中における死亡の場合に、必ずしもじん肺による死亡として取り扱われない場合があるではないかと御指摘だと存じます。御承知のように、死亡に際しましては直接の死因、間接の死因等がございまして、じん肺によりまして療養中の者でも、直接、間接、必ずしもじん肺によって死亡するとは限らないわけでございます。死亡の死亡の直接、間接要因が、いわゆる死亡原因がじん肺と無関係だという場合には、御指摘のように、じん肺による死亡としての業務上の取り扱いということができるまいというのが確かに法律上のためでございます。そのように実施されなければならぬわけでございます。また反面、ただいまガンのことについて特に御指摘がございまして、じん肺の中にはいろいろな種類のじん肺がございまして、中には石綿によりまして石綿肺がございまして、石綿肺につきましては、これが肺臓ガンに転化する可能性というものが、学問上も論議がなされておるような次第でございます。その意味では全く無関係だとはいえないという観点で処理をいたしております。またじん肺によりまして肺の機能障害、心臓の機能に及ぼす影響から、心臓マヒが起こつたという観点で、いわゆる肺性心の診断のもとに、この種の死亡について、業務

上の取り扱いをいたしておるといふのも多数でございます。これを要するに、今日じん肺で療養をしておられる方の大部分の方の中で、不幸にして死亡された方の大部分は、今日業務上の死亡として取り扱われておられるわけですが、何ぶん死亡の際に、最初に触れられたように、直接間接ともに関係がないのだという診断をいただいております。合には、最初の原則に戻らざるを得ないというものが実情でございます。なお、これらにつきましましては、先ほどのじん肺審議会でも御検討をいただきまして、今後運用上、特に具体的な一そのの配慮を引き続き行なうことという御要望をいただいております。

なお、三番目の問題は、管理一、二、三という中で、特に管理二、管理三、その中でも特に管理三はじん肺の所見が軽微といいたい程度にある。そのために、粉じん作業からの配置転換を勧告すべき対象でございます。しかしながらじん肺の治療については、特段に今日の治療技術の効果がなないという観点から、治療の対象になっておりません。したがって療養補償の対象にもなっていないということでございます。しかしながら、御指摘のとおり、配置転換を必要とする程度に障害があるわけでございますから、労働能力等につきましても、ケースによっては多少の相違はあるにしても、相当の労働能力障害ということも当然に考えられるわけでございます。その観点で従来から配置転換手当等の支給はございますが、それ以上に何らかの保障の手段はないものかということがじん肺審議会でも審議をされて御審議いただいております。先ほど小委員長が昨日引き続き開催されましたものとしてこの問題でございます。この問題は、実はじん肺審議会は、じん肺健康管理についての審議をされるところでございますが、それと関連をして審議をされました。先ほど御質疑のございました労災補償審議会のほうに、このことについて具体的な御要望を申し上げたところだということ、近く重ねてじん肺審議会が開催され、ここで労災審議

会のほうに御要望を申し上げるという結論を御答申いただくのじゃないか、かように存じております。

○阿具根登君 最後大臣がお見えですから御要望を申し上げておきたいと思うのですが、短時間で労災の問題を一応質問申し上げて終わるわけですが、私が質問申し上げた真意は十分おつかみいただいたと思うのです。特に人命の問題につきましまして、何か職場で命を失うことが一番生命の価値は安いのだと、職場で死ぬのだったら途中で自動車がひかれて死んだほうがよかったのだというように、格段と前向きなひとつ施策をお願い申し上げます。

さらに、ただいまのじん肺の問題は、すでに法律が出て久しい。もうこれは何にも心配はないのだというふうなことがささやかれておるのですけれども、事実は逆で、ますますじん肺患者もふえておるし、その中で非常に立っている。伊集院院長さんが言われるように、審議会の中でもその問題が審議されておると思います。どうぞ大臣のひとつ決断力で労災法がいまよりも数段明るい法律になつていくように、みんなに力を与えるようにひとつ御努力をお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○国務大臣(原健三郎君) 御説のごとく、労災保険金を上げる方向につきましては賛成でございます。すので、ぜひそういう方向に向かつて、前向きに積極的にやつていきたいと思っております。またじん肺とか脊損患者等についてもこれを救済すべく検討したいと思っております。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕

○大橋和孝君 それでは、私は煙草工所の不当労働行為の問題に対して、この前ちょっと調査をお願いいたしておきました。

この会社は、資本金は五千万円くらいで、取引先は武田製薬とか田辺製薬、あるいは第一製薬、藤沢、三共、あるいは大日本製薬、あるいは大日本インキ、あるいは藤化成、三洋電気、こういう

ような形で相当大メーカーに対しての取引先を持ち、また従業員も百五十名くらいの中小メーカーの企業ではあると思っております。相当利益をあげておるところの会社であると思っておりますが、御調査の結果はどうですか。

○説明員(大塚達一君) 煙草工所にしましては、ただいま先生おっしゃいましたように、業の関係の機械製造というように承っております。企業の業績内容につきましては、正確なところは把握いたしておりませんが、いまの現状のものでは、はつきり先生のおっしゃった傾向があるのではないかとことは考えられます。

○大橋和孝君 非常にまあ内容的にもいいので、今度の春闘では賃金を一万四千四百八十四円請求した。これは一律八千円、プラスアルファというところで要求したようでありまして、その回答が五千八百円です。何かのような回答が出て、そしてまあいろいろの春闘が繰り返されたようでありまして、非常に今度の春闘を全体的に見るならば、春闘の交渉の中で、国交の中でうまく話が進んでおる、そしてまたかなりのペースアップを認められておたという中で、ここではその問題に対して考慮するとかいう配慮が非常に少なく、非常に一方的に何か処理されて、しかもストライキを組んで始めたら、すぐもう、話によりまして、四月の十日ごろには松本組とかいう会社の幹部でビケをはって強引に締め出しをした。そしてまた続いて四月二十九日にはロックアウトをして、しかもその組合の組合員が、これは全金庫に属する組合なんでありまして、その組合員のおところは、小さな部屋に区切つて、便所もなければ水道もない。基本人権を踏みにじるような状態でもって、軟禁状態にする。しかも外側ではデモをし、威圧的な態度をしてその組合に圧力をかける。このようなことで今度は第二組合というふうなものをごしらえて、人数は何名でしたか、十七、八名のように聞いておられますが、御用的なものにして、その者に対しては賃金を相当支払つてやう。いろいろ国交を申し入れてもなかなか開かな

い。しかも、そうしたことをやって、また下請けの、何といひますか、会社の従業員もつれてきて就労をさせる。そして非常に組合に対しては国交もしないし、あるいはまたそういうふうな基本的な人権も満たされないような、圧力を加えて、どちらかと言へば、社長の言うままにならない組合はつぶしてしまふための一つの労働攻勢である。いわば不当労働行為であるといふので、この問題が端を発したやに聞いておるんであります。御調査の結果どうなっておりますか。

○説明員(大塚達一君) 私どものほうで府を通じて調べましたところによりますと、当該会社につきましまして、今度の春闘の賃上げにつきまして、組合側は一万四千四百八十四円の要求をいたし、会社は、先生おっしゃいましたように、五千八百円という第一次回答が三月二十九日に出ておりますが、その後組合側がこれを不満として要求をいたしたわけでございますが、会社はこれを拒否しては、四月ごろ、ほかの会社の回答が出そろふのを待って回答したいというふうなことで、回答を保留し、国交も延ばすことを申し入れたようでございます。これに対して、組合側は、三月の末になお国交の再開を申し入れて、会社に対する争議行為に出たわけでございますが、結局その後四月七日からはストライキに、リリーストと言っておりますが、全部を七班に分けて逐次一時間ごとにストライキに入るといふような形のリリーストというふうなものに突入するといふような状態でおたわけでございます。一方国交のほうは、会社は十日過ぎと言つておたわけでございますが、十五日以後、十五日、十八日というふうにもたれたわけでございますけれども、内容的にはあまりその後進展している模様はなかったようでございます。そして、その後四月二十三日にさらに国交をするという約束をした。労使で確認した後、四月二十二日に会社側が組合側に対して、会社側の意見といひますか、意見を付して国交を拒否した。一種の拒否声明みたいなものを出したわけでございます。その拒否声明の内容をいたしまして

で労働組合側が労働争議権ということで民事上の免責を受けつつその労務の提供というものを契約上義務づけられているものを拒否するということが認められる、それとのいわば均衡上の問題といひました、その労働者に認められた争議権との均衡の範囲内で、使用者はこれに対して労務の提供受領を拒否し、そうしてその反対給付の給付義務を免除される——免れることができるのだというところが、従来からロックアウトを合法化する学説として唱えられており、かつ裁判所等でもこれ

は支持されておるわけでありませう。そうしてその場合のロックアウトの要件としては、先生のおっしゃいましたように、そのロックアウトは受動的であり、したがって、防衛的なものに限られるというふうな従来から考へ方がなされておりますし、またその範囲内では使用者もそういう意味での均衡上の権利を持っているというふうに考へられており、かつ従来労働省といたしまして、そういう考へ方で指導してまいっております。

○大橋和孝君 全くそうだと思うのであります。だからして、先ほどからの話——報告やら私のほうの調査を総合してみまして、この畑鉄工の行なっているロックアウトを、私は非常に不当なものではないかと考えているわけであります。それにつきましては、もう少し、一、二点、ずっとあななにつきましてもう少し、質問をさせていただきますので調査してもらいましたから、先ほどお願いしたいと思うのであります。先ほど話したように、四月十日に、松木組という、運送

店らしいのでありますが、これを動員してビケ破りをやつたり、あるいはまた松木組の中にはかつて暴力団であつたという人がおる。その組の性格からいって、いままでそういうところと非常にながりを深く持つておられたということでありまゝす。同時に、また二十九日のロッキアアウトには、その松木組が二、三十名集まつて、会社の幹部を襲ふいはまた弁護士団を連れたりして、組合の事務

所の中に泊まっているところの二人の組合員を厳禁をして、バリケードをつくってしまった。それがいま、先ほど私が申し上げたような狭い部屋

で、便所も炊事場もないというふうな状態になっている。しかも、一方では国交を拒否している。

それを、いま報告にありましたように、労働委員会の中からもあるいはまた地裁からも、国交をしないと言われているのに、いまだにもって開かれたい。これはもう明らかに私は不当労働行為ではないかと、こういうふうに思うわけでありま

す。これに對しまして、特に仮処分申請の中においても、あるいはまた労働委員会の中においても、そういうことになっているわけでありましたが、ちょうど私は前に東莞で、四十三年の五月でしたか、質問をして、ここに關東軍とか何とかいった暴力団を入れて、その中會根大臣が議長をやっておられる拓大の学生なんかが入って、これに對して非常なあれをする。そういうふうなことに介入させてやるのは、私は、やはり学生の何といひますか信頼を失つて、学生の中でまたいろいろ問題が起つてくるのではないかと、こういうことを申し上げたのです。

今度の場合でも、こういうふうな非常に現在不當労働行為をどうやらやっていると、ことに暴力団を中に入れてやっていると、これがこれから中小企業の中で、自分の思うようにならないような組合をつくった場合には不当弾圧をして、そうして暴力団を入れたらどうかしてやっていると、こういうふうなことがあつて、起つていくというならば、私はこれはまた非常に不信行為が出てくるのであつて、また労働法なりいろいろな法規に従つての、何といひますか、認められた範囲内の労働争議なり、あるいはまた団交なりが行なわれるというところが、まあ、エスカレートしまして、そしてまた変なものになつてくるのではないかと。前にもやはり学生なんかを入れて、そういうことをやつちやいないのだというところを、私、申し上げたつもりですが、それと同じように、こういうふうなことがエスカレートしていくといふことは、私は、非常におそろしい将来の状態ではないか、こういうふうに思うわけでありま

す。これは、やはり中小企業においては、かなり多くの倒産しているものもあるわけでありま

す。あるいはまたこのごろ人手不足で中高年齢層を雇わなければならぬという、そういうふうな非常にしわ寄せされた中小企業の実態の中で、そういうことになつた場合に、非常に経営者側としても、やむにやまれないような状態でもつて、そういうところに追い込まれていく点もあらうと思ふのですが、そういうことがまた波及して、今度は中小企業メーカに働いている労働者にしわ寄せされて、しかも暴力団をつれてきて、そうして相当大ぜいが集まつて、そうして弁護士を十人も前に並べて堂々とやつてきて、わずか二名しかいないのを軟禁して、そうして上上げていくという、むしろ逆のようなことをやつて、弱い者いじめをする。そうすると、もう中小企業で働いている労働者といふのは、はじめの状態に追いつかれてしまふ、こういうこともあり得ると思ふのです。こういう点については、私はほんとうにゆるがせにして、黙視しておいては、これはたいへんな問題ではないだらうか。あつちこちらに全金傘下の中小企業メーカに組合で労働争議が起つて、私もいままでこの社会労働委員会でもちよいといひ質問させていただいて、そのわけですが、そういうことを振り返つてみると、今度のこの問題は、非常に大きな一つのできごとではありますけれども、ぼくは将来に對して大きく波及するものがあると思ふわけ

です。特に、私が京都で聞いておりますのは、いままで東京方面では、東莞にもあつたように、あそこでも暴力団を入れたり、ロックアウトしたりして労働者に對して相当いどみかかつたような態度があつたわけでありま

す。最近、關東方面で、そういうふうなものは少なくなつて、關西方面にむつち波及しているのではないかと、いふうに言われているくらいでありまして、いまこの問題に對しても、私はやはりいろいろなことが起つてきそう、ほかに波及しそうな感じがするもの、それから、こういうものに對して私は一ぺん労働省としてはどうにかまえてやつてもらへる

か。もうここらできちつとした態度を出してもらわないと、ほかの方面に波及して、中小企業に働いている労働者がもつとつとみじめなことになる、こういうふうなことがあつては非常にたいへんなことだ。そういう観点からひとつ考え方を聞いておきたいと思ふ。これはひとつ、大臣もこの問題についてどうお考えになるのか、ひとつ聞かしていただきたい。

○國務大臣(原健三郎君) この前からいろいろ煙草工場の争議のことをお伺ひいたしました。が、本件の争議はかなりこじれて長期化したしております。労使双方とも、こういふときでございまして、話し合ひを行なつてすみやかに解決することがきつて、労働省だと思つております。こういう観点に立つて、労働省といひましても、これから本件解決のために必要な助言、助力、協力をいたしてみたいと思つております。

○説明員(大塚達二君) 先生の御指摘の事例につきまして、実はその細部の行為につきまして私どもはほうで詳しくは持つておりません。したが

いまして、おつしやつたような松本組が従業員を監禁、軟禁したとか、そういう点についての詳しい調査を、実は事実を把握しております。その点に關してはよくわからないのでござい

ますが、ただおつしやしましたような趣旨の暴力行為あるいはその暴力行為を中に介在したような中小企業の非常にむづかしいこじれた争議というふうなものが、かつては東京のほうにはかなりあつて、それが最近では關西にまたびこり出しておるのではないかと、いふうな先生の御印象のようではあります。まあ、確かに中小企業等ではその企業の性格なり、あるいは経営者の性格なり、いろいろなまた企業の業績等を反映いたしまして、ときにそういう問題になることが多いわけだ、といひます。また、労働問題についての処理能力あるいは処理経験等も非常に乏しい關係上、問題をこじらせる。かつて非常に景気の悪かつた時代に、中小企業に労働組合が新しく組織化されてお

す。それからまた一方ではこういうふうなことをしながら、特にこうした労働委員会やあるいはまたそういうところに提訴した者に対しての引き延ばしを考えているわけですね。こういうようなことも実は非常に不当労働行為というか、それに属するものだろうと思います。同時に、また下請の関係の人をこんなところに入れるということもこれも不当労働行為であって、トラブルのもとになる。これは職安法でも二十条に規定されて、争議中には人を紹介してはいけないとか、あるいはまたいろいろ労働協約で定められているもので制限がなされているわけですね。法的に職安法第二十条あるいは第三条あたりで規定されていると私は思うわけですね。こういうようなことから考えてみると、いままで組合として認められている全金に属する組合員に対しては、非常に差別行為をしているわけですね。これはまた不当労働行為の一つではないかと思うわけです。その点についてこのひとつどうだということに対して、わりあいこういうものは労働争議の中で労働委員会なんかでやるべきだといえはそれかもしれませんが、これはやはり力をもつてそういうことをやられたことに對しては、相当カバリーする労働省としては何らかの指導をねらって会社がやっている行為というものは、ある者に託してあるから知らないのだというのでは、これらの労働者を守ることは全然できないということになる。この会社のやっていることに對して、非常な大きな間違いではないかと考えます。

それからまた、労働組合法の第七条第三号に違反するところの支配介入をしている。それからもう不当労働行為というものは次から次に一ぱいになされていると思うのです。ことに会社の支配介入によってユニオンショップの協定があつてもむちゃくちゃにされているので、従業員で脱退した非組合員などには、また第二組合に對してはいろいろな便宜を与えて、相当多額の金も払っている。こういうようなこともいろいろ言われている。また、下

請会社が使っているところの者を、これは文書でちゃんと協定が結ばれておるにかかわらず、どんな使用しておる、こういうようなことで、会社はかなり事業としては収益を上げながら、そして組合を破壊するための活動に對して堂々とこまを進めていくというやり方でありまして、これはもう非常に私は許せないような事態だと思ふんです。それからまた先ほど申し上げましたように、こういう畑鉄工におるところのいまの従業員の状況も、決して中小企業メーカーであるという意味では待遇もよくないわけですね。こういうところでこういうようなことがどんどん行なわれておる一方には、その会社はかなりの収益を上げておる。そしてしかも政府から、あるいはまた地裁から、あるいはまた労働委員会から国交せいというのに社長は逃げてしまつて、一回も国交しないままもう二カ月、三カ月続いている。こういうような状態では、もう取りつく島もないのだ。最近特に日本脳炎の予防注射をしているようにですが、その組合の者だけは予防注射をさせない、あとの者には予防注射をしてやっておる、こういうような差別待遇をしているわけですね。いろいろずつと調べていけばいくほどいろいろ何と申しますか、労働者に對する不当労働行為はどんどんエスカレートしていつている。そういうような状態でありまして、私はここで労働省にお願いしたいのは、こういうような状態であるのを一体だれが歯どめをしてくれるか、それから弱い者はほとんど弱く状態ではおつておられるのか。しかし、いま労働の法規的から、規則から言うならば労働委員会が入つてそれを仲裁していくのが当然だと、それに對して組合は提訴していくんだと、こういうようなことでもありますけれども、いまの状態ですつとあなたのはもう調べられたからわかっていると思ひますが、会社側のやり方はもう明らかに自分の言うことを聞かないところの組合はつぶしてしまおう、つぶすためには長く争議を引き延ばして一方には金を払うけれども一方には金を払わな

い。労働組合の人たちは、もう働かしてくれと要求しても、それを何かかんかと言つて働かせない、それがロックアウトしておるような形に持つていくけれども、実際のこの組合はもうロックアウト宣言されているときにはストライキ行為をやめていける、そして働かせてくれと言つていけるのに働かせない。これは赤子の手をねじるような形ですね。そして一方では、そうした力のある運送会社なんかを連れてきては示威行動をする、こういうようなことをされるのでは、そこに働いている者は一体すがたをなさるのではない。地裁へ行つても、おまへ国交せいと言われているのに国交してくれない。一体これはどこへ頼んだらいいのかと、私のところに来て何とかしてくれませんかというのがある。会社の連中の率直な気持ちなのですね。私はこれはひとついまの状態ではほつておいてはいけない、こういうつもりできょうは質問をさしてもらったわけでありまして、どうかひとつ足らないところはあなたの方で調査をしてもらつて、こういう弱い労働者を助けるのは私は労働省だと思ひます。いろいろな法規があつたり何かして進める上においてはいろいろな問題があるかもしれませんが、そういうような労働者をほつておいてこの労働力の不足するときに、あるいはまた、きまつて労働者に対して企業は企業のワクの中でどういふふうにして労働者を優遇しようかと考えているときに、一方小さなところで弱い者を、人数が少ないうちからといって締め上げて、そして言うなりになるところの第二組合に來ない限りそういう者を締め出してしまおうという、こういう動きはあちらこちらに、先ほど話したように波及しかかっているわけですね。中小企業が困つているときには、こういうことができたなら一番楽ですからね。そういうことになつてしまつていくことになつたら、これはたいへんな問題である。この二葉のうちにこれをつんでもらう、私はこれをやつてもらいたい、こういうふうに思ふわけです。大臣、ひとつ重大な問題でありますからして、ひとつ各係の人、きょうはもう労政局長も何かぐあいが悪くて來られぬそうですから、私はそれでき

うは課長に事情を説明してもらつたけれども、大臣のほうでも、私は、簡単な問題で取り上げてはいいないので、今後はそういうような傾向にある。だからして、ひとつ各部門に對して督促をしてもらつてこういう働く者がまじめに働けば働いていけるような職場をつくつてもらふような、それを守つてもらふような方向でひとつ指導監督、こういうことをしてもらいたいと思ふのですが、これは今後の労働者を守る意味においては非常に重大なことだと思ひますので、特にそういうことで大臣の決意を聞いて私は質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(原健三郎君) いろいろ畑鉄工の争議の事情よくわかりました。まことに遺憾なことであります。御注意もございましたが、私のほうから事務当局に命じまして督促して、そしてこの紛争の解決のために必要な助言、助力、協力などを進めていくようにいたしたいと思つております。

○委員長(古田忠三郎君) 他に御発言もなければ、今日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

第七部

社会労働委員会会議録第二十七号

昭和四十四年六月二十六日

【参議院】

昭和四十四年七月十日印刷

昭和四十四年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局